

平成25年

# 三重県議会定例会会議録

(12月4日)  
(第31号)



平成25年

# 三重県議会定例会会議録

## 第 31 号

○平成25年12月4日（水曜日）

---

### 議事日程（第31号）

平成25年12月4日（水）午前10時開議

第 1 県政に対する質問

〔一般質問〕

---

### 会 議 に 付 し た 事 件

日程第1 県政に対する質問

---

### 会 議 に 出 欠 席 の 議 員 氏 名

出席議員 50名

1	番	下 野	幸 助
2	番	田 中	智 也
3	番	藤 根	正 典
4	番	小 島	智 子
5	番	彦 坂	公 之
6	番	栗 野	仁 博
7	番	石 田	成 生
8	番	大久保	孝 栄
9	番	東	豊
10	番	中 西	勇
11	番	濱 井	初 男

12	番	吉川	新
13	番	長田	隆尚
14	番	津村	衛
15	番	森野	真治
16	番	水谷	正美
17	番	杉本	熊野
18	番	中村	欣一郎
19	番	小野	欽市
20	番	村林	聡
21	番	小林	正人
22	番	奥野	英介
23	番	中川	康洋
24	番	今井	智広
25	番	藤田	宜三
26	番	後藤	健一
27	番	辻	三千宣
28	番	笹井	健司
29	番	稲垣	昭義
30	番	北川	裕之
31	番	舘	直人
32	番	服部	富男
33	番	津田	健児
34	番	中嶋	年規
35	番	青木	謙順
36	番	中森	博文
37	番	前野	和美
38	番	水谷	隆
39	番	日沖	正信

40	番	前 田	剛 志
41	番	舟 橋	裕 幸
43	番	三 谷	哲 央
44	番	中 村	進 一
45	番	岩 田	隆 嘉
46	番	貝 増	吉 郎
47	番	山 本	勝
48	番	永 田	正 巳
49	番	山 本	教 和
50	番	西 場	信 行
51	番	中 川	正 美
(52	番	欠	員)
(42	番	欠	番)

---

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	林	敏 一
書記 (事務局次長)	青 木	正 晴
書記 (議事課長)	米 田	昌 司
書記 (企画法務課長)	野 口	幸 彦
書記 (議事課課長補佐兼班長)	西 塔	裕 行
書記 (議事課班長)	上 野	勉
書記 (議事課主査)	村 山	トモエ

---

会議に出席した説明員の職氏名

知 事	鈴 木	英 敬
副 知 事	石 垣	英 一
副 知 事	植 田	隆
危機管理統括監	渡 邊	信一郎

防災対策部長	稲垣 司
戦略企画部長	山口 和夫
総務部長	稲垣 清文
健康福祉部長	北岡 寛之
環境生活部長	竹内 望
地域連携部長	水谷 一秀
農林水産部長	橋爪 彰男
雇用経済部長	山川 進
県土整備部長	土井 英尚
健康福祉部医療対策局長	細野 浩
健康福祉部子ども・家庭局長	鳥井 隆男
環境生活部廃棄物対策局長	渡辺 将隆
地域連携部スポーツ推進局長	世古 定
地域連携部南部地域活性化局長	森下 幹也
雇用経済部観光・国際局長	加藤 敦央
企業庁長	小林 潔
病院事業庁長	大林 清
会計管理者兼出納局長	中川 弘巳
教育委員会委員長	岩崎 恭典
教育長	山口 千代己
公安委員会委員	田中 彩子
警察本部長	高須 一弘
代表監査委員	福井 信行
監査委員事務局長	小林 源太郎

人事委員会委員	岡	喜理夫
人事委員会事務局長	速水	恒夫
選挙管理委員会委員長	宮	峯慶一
労働委員会事務局長	前	嶋卓弥

---

午前10時1分開議

## 開 議

○議長（山本 勝） おはようございます。  
ただいまから本日の会議を開きます。

## 諸 報 告

○議長（山本 勝） 日程に入るに先立ち報告いたします。  
例月出納検査報告1件が提出されましたので、お手元に配付いたしました。  
以上で報告を終わります。

## 質 問

○議長（山本 勝） 日程第1、県政に対する質問を行います。  
通告がありますので、順次、発言を許します。14番 津村 衛議員。  
〔14番 津村 衛議員登壇・拍手〕

○14番（津村 衛） おはようございます。尾鷲市・北牟婁郡選出、新政みえ所属の津村衛です。議長のお許しをいただきましたので、一般質問に入らせていただきます。

傍聴席を見ていただければわかると思いますが、今日は尾鷲から傍聴に来ていただいております。この方たちは、明推協と呼ばれる、明るい選挙推進協議会の方々です。この明推協という組織は、選挙の啓発活動に取り組んで

いただいている団体でございまして、県内29の市町のうち20の市町で設置されています。どんな活動をされているかといいますと、選挙の啓発活動であったり、あるいは成人式に、二十になった方々に対しまして選挙の大切さを訴えていただく、そして、今日はその中の活動の一つとして傍聴に来ていただいております。日ごろの活動に対しまして感謝を申し上げたいと思います。

〔「しっかりやれよ」と呼ぶ者あり〕

○14番（津村 衛） はい、ありがとうございます。

さて、今日の私の質問は、大きく3点あります。

一つは、地学オリンピックについてとジオパークについて、そして、二つ目は採石の問題について、そして三つ目は、違法操業の取締船の実績などについて県の見解を求めていきたいと思います。

一つ目の質問は割と爽やかな質問になるんですが、二つ目、三つ目と続くにつれて濃い質問になっていきますので、ぜひ県の皆さんにおかれましては明快な御答弁をいただきますよう心からお願いをします。

それでは、質問に入らせていただきます。

これまで、世界各国で開催され、平成28年8月に、日本で初めての開催となる第10回国際地学オリンピック大会が三重県で開催されることが決定されたことを受けて、知事の見解や県の今後の取組について、今年の3月に質問をさせていただきました。

知事の答弁では、この大会を通じて各国の将来を担う優秀な高校生たちが県内で一堂に会し交流を深めると同時に、本県の歴史や文化に触れていただくことは、世界の中での三重県の認知度を高めるために非常に効果的である。大会を通して若者の友情の輪が広がるよう、また、世界における三重県の認知度が高まるように支援していくと見解を示されました。

また、知事自身が高校時代に地学を選択しており、開催決定は個人的にもうれしく思っており、今大会をきっかけに県における地学の底上げが進み、未来のコペルニクスやガリレオ・ガリレイが出てくるくらいになればと思っ

ているとの非常に前向きな思いも聞かせていただきました。

今後の進め方については、当時の教育長が、地学オリンピック日本委員会から大会の概要が示された後に検討を進めるとしながらも、理数教育全般の充実を図るために、県立高校における発展的な理数教育として、Mie SSH校の指定や、国が指定したSSH校における研究開発を通じて、科学系人材の育成を図っていくことと、大会の開催が地学教育を担当する教員の指導力向上につながる契機にもなるため、一過性に終わらず、県全体の理数教育の底上げを図っていくと答弁をいただいています。

今、大きく注目されている防災や環境などは、地球科学、いわゆる地学の分野が担っていると言っても過言ではないと言われています。この地学を、生きるために必要な学問としてボトムアップを図る必要があります。

NPO法人地学オリンピック日本委員会のホームページを見てみますと、記念すべき第10回国際地学オリンピックは、2016年8月20日、土曜日から28日の日曜日の日程で、日本、三重県での開催が決定しておりますと、開催3年前の今から既にトップページに掲載をされています。

来年2014年の第8回大会は、アメリカのバーモント大学が会場となりますが、その大会に出場するための日本地学オリンピック大会予選への参加申し込みは11月15日に締め切られましたが、総計で過去最高となる1689名の中高生から申し込みがあったそうです。

1次予選は12月15日、日曜日に行われるそうですが、日本で初めて開催される第10回三重大会は特に注目され、参加申し込みの増加も見込まれるのではないかと考えています。

教育長も新しくかわられましたので、まずは山口教育長としての国際地学オリンピックに対する御認識、また、開催まで3年を切ったわけですが、現状や取組状況などについてお伺いをします。

〔山口千代己教育長登壇〕

○教育長（山口千代己） 国際地学オリンピックについての御質問にお答えいたします。

生徒の科学に対する興味関心や能力を向上させるため、県教育委員会では、国のSSH、スーパーサイエンスハイスクール事業を活用し、先進的な理数教育に取り組むとともに、県独自でもMie SSHを指定し、小・中学校と連携した地域の理数教育モデルの構築等を進めています。また、今年度からは、中学生を対象として、科学の甲子園ジュニア三重県予選大会も開催しています。これらの取組を通して、生徒自らが科学を学ぶことの意義を体感し、未知の分野に挑戦する意欲や創造性を備えた人材の育成を図っているところです。

こうした中で、世界各国の優秀な若者が集い、地学の実力を競うことを目的とする国際地学オリンピックが平成28年度に国内で初めて三重県で開催されることになりました。本年6月には、国際地学オリンピック2016組織委員会が発足し、知事が三重大学学長とともに副委員長として就任したところでございます。現在は、同組織委員会事務局が中心となり、大会日程、内容の検討が始められ、一部現地調査も行われ、大会開催に向けた準備が進められています。

また、この12月15日には、平成26年7月末から8月にかけて実施される第8回国際地学オリンピックアメリカ大会の第1次予選、国内予選が行われることになっております。県内の高等学校へ参加を広く呼びかけたところ、本県からは、昨年の5名を大きく上回る21名の生徒の応募がありました。このことは、国際地学オリンピックの本県開催が大きく影響したものと考えられ、ぜひとも彼らが本選を勝ち抜き、4名の日本代表の中に1人でも多く選ばれることを期待しているところでございます。

県教育委員会といたしましては、大会の成功と理数教育の一層の充実に向けて、関係部局や関係機関等と連携して、県内の中高校生の科学的、数学的な能力等の向上に加え、グローバルな視野に立って、自らの考えや意見を適切に伝える能力、態度の育成に取り組んでまいります。

〔14番 津村 衛議員登壇〕

○14番（津村 衛） 御答弁をいただきました。ありがとうございます。

今、現状といたしまして、内容の検討等に向けて、一部現地調査も入っていただきながら準備を進めていらっしゃるということですので、今後も、ぜひとも三重県として積極的にかかわっていただいて、素晴らしい三重大会になるように準備を進めていただきたいと思いますというふうに思っております。

やはり、世界各国の若者が競い合い、友情を育むことができる地学オリンピックが平成28年に三重県で開催されるということは、今後、熊野古道世界遺産登録10周年、そして、平成30年のインターハイであったり、平成33年の国体がありますので、日本中だけじゃなくて、世界中からもこの三重県というのが非常に注目をされると思います。

その中で、平成28年にもこの三重大会が開かれるということは、途切れなく三重県が注目されるまたとない絶好のチャンスと思います。国内で初めての開催ですので、国内でのいわゆる先進事例がありません。ですから、逆にこの三重県での大会が今後の大会のいわゆるモデルとなろうかと思えます。先発としての困難も非常にあろうかと思いますが、ぜひとも、前回、知事としても非常に前向きな御答弁もいただきましたので、児童・生徒、県民の方々にも大会をしっかりとPRしていただき、県民の方々からもたくさん協力をいただきながら、地域の協力もいただきながら、素晴らしい大会になるようにお願いをしたいと思います。

続きまして、同じく3月の一般質問で、故若松監督の映画「千年の愉楽」の撮影現場となった須賀利という小さな漁村の海跡湖である大池と小池が平成24年1月に国の天然記念物に指定されたことを紹介しながら、今後は、三重県としてもジオパークについて検討を行っていただきたいと思います要望させていただきました。

日本地質学会によりますと、ジオパークとは、科学的に見て特別に重要で貴重な、あるいは美しい地質遺産を複数含む一種の自然公園であり、その地質遺産を保全し、地球科学の普及に利用し、さらに地質遺産を観光の対象とするジオツーリズムを通じて地域社会の活性化を目指すとして定義されています。

まず、パネルを見ていただきたいのですが、（パネルを示す）左側が世界

ジオパークネットワークに登録されている主な地域と国で、右側が日本ジオパークに登録されている主な地域です。世界ジオパークネットワークは2004年にユネスコの支援により設立され、世界各国で推進されています。現在は、特に中国やヨーロッパに多いのですが、世界で約100カ所、29地域が世界ジオパークとして認定を受けています。

この世界ジオパークには、日本から北海道の洞爺湖有珠山、京都府、兵庫県、鳥取県の山陰海岸、高知県の室戸や本年9月に加盟が決定いたしました島根県の隠岐ジオパークなどの6地域が世界ジオパークに加盟認定を受けています。最近では、9月に開催された日本ジオパーク委員会において、熊本県の阿蘇山の世界ジオパーク加盟申請への推薦が決定をされました。また、世界ジオパークの前段階に当たる日本ジオパークには、世界ジオパークに登録されている先ほどの6地域を含めた国内32地域のジオパークが認定を受けています。

次のパネルを見てください。（パネルを示す）一番下の枠ですが、ジオパークを目指す団体とありますが、この団体が活動や申請を通じてジオパーク認定を目指していきます。真ん中の網かけの枠ですが、日本ジオパークに加盟し、ジオパークと名乗るためには、まず日本ジオパーク委員会に加盟申請を行い、書類審査及び現地調査を受け、合格をしなければいけません。合格すればジオパークを名乗ることができますし、不合格の場合は、当然活動などを点検し、再申請となります。また、たとえ合格したとしても、4年に1度の再審査により、不合格や加盟の取り消しもあります。いわゆる地質のすばらしさだけでなく、関係者の活動や熱意が問われています。

また、先ほどのパネルの網かけの枠の上ですが、世界ジオパークネットワークに加盟するためには、日本ジオパーク委員会で資格審査に合格した後に、正式に世界ジオパークネットワーク加盟のための申請が行われます。そして、世界ジオパークネットワークにおいて、書類審査、現地調査の上、合格すれば世界ジオパークを名乗ることができます。これも4年に1度の再審査があります。

現在、我が三重県でも、日本ジオパーク認定を目指して既に自発的に取り組まれている方々がいらっしゃいます。先ほどの資料、パネルでいいますと、一番下のジオパークを目指す地域団体の中に入ります。

少し活動の紹介をさせていただきますと、平成24年に、恵まれたすばらしい地質を活用したジオパークを取り入れて、過疎化する地域の活性化に生かしていきたいという思いから、東紀州ジオパーク登録準備会が発足いたしました。現在では、月1回のフィールドワークに加えて、2カ月に1回勉強会を行っています。特に東紀州地域から和歌山にかけてすばらしいジオサイトがあるそうです。代表的なジオサイトの一つを紹介いたします。

(パネルを示す) これは有名な熊野市にある楯ヶ崎の写真です。柱状節理といいまして、溶岩が固まって冷えるときに、体積が小さくなるためにできる規則的な割れ目が柱のように垂直に伸びているものです。非常に人気のあるスポットであります。

このジオパークに登録されることによって、当然、知名度、注目度も上がります。また、歴史的文化遺産の熊野古道と景観的にすぐれた自然遺産であるジオパークをあわせて活用することにより、熊野古道とジオツアーという観光客の誘客の相乗効果が期待できます。また、熊野古道にジオパークを加えることで、観光客の滞在時間を少しでも増やし宿泊に結びつけることができれば、高速道路も活用した経済効果も期待できます。

認定を目指してのふだんの活動は当然民間が自発的、自主的に行わなければいけないとは思いますが、ジオパークを認定するためには、申請なども含めて、事務的にどうしても県の、行政のサポートが必要となります。国際地学オリンピック大会を契機に、さらに地学を普及させていくという観点からも、また、新たなジオツーリズムによる新しい三重県の魅力発信のためにも、ジオパーク認定に向けて県のサポートが必要不可欠であると考えますが、知事の御認識をお伺いします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） ジオパーク認定に向けた県のサポート、それに関する考

え方でございますけれども、ジオパークの現状については、議員のほうから御説明があったとおりでございますが、それぞれの地域が持つすばらしい観光資源とこのジオパークを結びつけることにより、より一層魅力的な情報発信ができる取組であると考えております。

このようなことから、平成21年の日本ジオパークネットワークの設立時には、三重県も連名で近畿ブロック知事会として、地質遺産の保護・研究とジオツーリズムの推進などへの支援、地球科学に関わる教育・研究の充実強化について、国に対して緊急提言を行ったところであります。

現在、お隣の和歌山県が、本年2月に日本ジオパーク及び世界ジオパークの認定を目指して、南紀熊野ジオパーク協議会を設立されました。このとおり、先ほど議員の御説明の中にもありましたけれども、ジオパークの認定を受けるには、単に自然、地質上の環境のみならず、活動を支える協議会などの運営体制がしっかりしているということが必須であると、そういうような課題があります。

しかしながら、ジオパークの申請に向け取り組んでいくことによって、本県の地学的な教育の推進が期待できますし、また、自然遺産の整備や保全に取り組むことで、観光資源としての価値や認知度も高まりますし、また、2008年のジオパーク会議で宣言されたような防災意識の醸成にもつながる、こういう側面もあると考えています。

ジオパークの申請に向けましては、先ほど申し上げたとおり、行政だけではなく、地域住民や民間企業をはじめ、地域の環境保全、農林水産業、観光、商工、防災等の関係者が連携していくことが重要であります。

県としましては、先ほど議員からもありました、東紀州において登録準備会が昨年設立されたのも承知しておりますので、それらの皆さんの活動がどれぐらい広がって、その地域の思いとしてどういうふうに固まっていくか、そういうのを注視しつつ、ジオパークの申請に向けた取組に対して今後どのような支援が行えるのか、他県の事例なども参考にしつつ、まだ県のほうでは、ジオパークを担当する部局さえ決まっていない状況でありますので、ま

ずはそういうものを決めて、他県の事例などを参考に研究をしていきたいと考えています。

〔14番 津村 衛議員登壇〕

○14番（津村 衛） ありがとうございます。

今、知事の答弁を聞かせていただきまして、実際に今行っている団体の方々の今後の様々な活動を注視しつつも、県としては前向きに捉えていただいているのかなというふうに思っております。

ただ、先ほど知事からもありましたように、他県の状況を見ながら、県としても今は窓口がないということですので、ぜひとも、まずは、どこの部局が担当していただけるのか、しっかりと窓口をつくっていただく中で、先ほども言いましたけど、行政が主導でということではなくて、やはり今、実際にやっただけの活動、その方たちをしっかりと連携してサポートする中で、県としてもしっかりとこのジオパークに向けてお取り組みをいただきたいというふうに思っております。非常に前向きに御答弁いただいたというふうに受けさせていただきますので、ありがとうございます。

それでは、続きまして、採石に対しての県の認識などにつきまして質問をさせていただきます。

昨年11月に、県の漁業協同組合連合会から三重県議会に対して、「美しい三重の海と川」を守るため河川上流域における採石、開発事業等についてという請願が出され、全会一致で採択をいたしました。この請願の内容は、河川の上流域における新規採石業や開発事業の認可に当たっては、新規採石業者に対して濁水を流出させない対策と、流域漁業団体の了解を得るよう求めることと、既存の採石業者や開発事業についても、同様に濁水を流出させない対策と、流域漁業団体の了解を得るよう指導を徹底することを求めたものであり、採石業によって濁水が河川や海に流れ込み、環境や景観、あるいは他の産業などに被害を及ぼすことを危惧しての請願でありました。

また、請願だけではなく、県内の20漁協の組合長会議、県漁連理事会などでも全会一致で反対の決議を行っており、漁業関係者が中心となって実施し

た新規採石業認可に対する反対署名活動は、県内外から2万人以上の署名を集めました。

現在、この認可をめぐるのは、新規採石事業者から県に対して認可を求める訴訟が、また、地域の漁業関係者からは県に対して不認可を求める訴訟が同時に行われており、県は双方から訴えを受けているという状況であります。

私は、この採石法の問題点についてこれまでも指摘をさせていただきました。採石法では、採石業を行おうとする者は知事の登録を受け、最終計画を定めて知事の認可を受けなければ操業することはできません。現在、県内で40の業者が44地域で知事の認可を受け採石業を行っています。採石業は古くから行われている産業の一つであり、地域においては、税収面や雇用確保という観点からも、地域のコミュニティーを守る上で重要な基幹産業の一つであるということは十分に認識をしております。

そもそもこの採石法は昭和25年に制定され、当時は、産業育成の観点から、認可する条件に地元の理解や同意などは必要なく、県が認可する場合は、関係する市町村長の意見を聴取することと、もう一つは、処分したときには通報するだけ明記をされています。要するに、認可をするに当たっては、関係する自治体の長に一応参考に意見は聞いておきなさいという程度であります。

採石法の第33条の4には、認可の基準として、岩石の採取が他人に危害を及ぼし、公共の用に供する施設を損傷し、又は農業、林業若しくはその他の産業の利益を損じ、公共の福祉に反すると認めるときは、認可をしてならないと、不認可とすることができる条件もあることから、県が認可をするに当たっては県に認可責任が伴うと私は考えていますし、業者への指導監督の徹底など、県が責任を持って行うべきであると私はこれまでも指摘をさせていただきました。

現在、既存の採石業者に対して、県としても積極的に指導を行っていただいているようですし、地域と業者のはざままで県の御苦労は理解をいたしますが、今後も引き続き、住民の安心・安全と生活環境を守るためにも、県の積

極的な指導をお願いしたいと思います。

今回の新規採石業者の案件につきましては、先ほども触れたように、現在裁判中ということもあり、認可、あるいは不認可については、現段階では県として判断することはできないと思いますので、今回の質問では、県に対して認可、不認可の見解を求めるのではなく、採石法そのものに対して、まずは県の見解を求めていると思います。

60年以上も前の昭和25年に制定された採石法が、今の自然環境保全の観点や地方分権の時代に、地元自治体の意見を尊重するのではなく、参考意見を聴取するだけなど、今の時代には合わなくなってきているのではないかと私は考えています。

例えば、紀伊半島の良質な石材を活用しようと、今後も新規採石業者の参入も十分に考えられます。となれば、その都度、県の認可をめぐる業者と住民や市町がこれまでのように争うような事案が県内で発生することも十分に考えられます。そこで、まず、この採石法について、課題など、どのように県として御認識されているのかをお伺いいたします。

〔土井英尚県土整備部長登壇〕

○**県土整備部長（土井英尚）** 採石法の課題について答弁させていただきます。

採石法は、採石業の健全な発達を図ることを主な目的に、昭和25年に制定されたものであり、現在においては、環境保全や地域の意向の反映等の観点では十分ではないと考えております。

こうした状況の中、平成24年第2回三重県議会定例会において、議員御紹介いただいたような内容とした請願が採択されております。県においては、この請願に基づき、認可の審査に当たっては、新規または既存の採石業者に対し、合意形成に努力してほしい旨の要請をしているところでございます。

一方、本年11月6日に開催された全国市議会議長会評議員会におきまして、この会の東海部会が提出されました環境や自然生態系の保全についてさらに厳密な採取計画の提出を義務づけることや、罰則規定の強化を求める内容の議案であります、環境や自然生態系の保全に向けた採石法の充実強化につい

てという議案が全会一致で可決されております。今後、来年の5月に予定されています全国市議会議長会の定期総会で提案され、承認後、政府や関係省庁などに対して要望が行われると聞いておるところでございます。

県としましては、この動向も注視しながら、引き続き採石業者に対して合意形成に努力するよう要請を続けていくとともに、生活環境の保全や濁水被害を防止するための取組を進めていくよう調整してまいり所存でございます。

〔14番 津村 衛議員登壇〕

○14番（津村 衛） 今、部長から御答弁をいただきました。採石法に対しましては、環境への配慮など、十分ではないというふうな御見解を示されました。私も、先ほど来指摘をさせていただいているように、昭和25年その当時とはやはり現代は違いますので、そのようなことも含めまして、地域の環境であったり、地域の方々の同意、あるいは生活環境をしっかりと守っていくところがやはり欠けているのかなというふうに思っています。

また、先ほど部長からも御紹介いただきました、現在、全国的にも採石法の改正に向けての動きが出てまいりました。先ほど御紹介もいただきましたが、環境や自然生態系の保全のため、さらに厳密な採取計画の提出を義務づけることと、同法違反への罰則規定などを加えるなど、採石法改正を強く要望するという議案が、まずは本年5月に三重県市議会議長会で全会一致で県提出の議案に決定をいたしました。10月には、東海市議会議長会でも全会一致で東海地区からの提出議案に決定、そして、先ほどもありました、先月11月6日に開かれた全国市議会議長会の評議員会でも全会一致で可決をされました。要するに、全国レベルでこの採石法改正に向けて動き出したということだというふうに思っております。

また、10月8日に開催をいただきました尾鷲市長と知事との1対1対談、その項目の一つに、新規採石業についてがあり、尾鷲市長からは、新規採石事業計画の認可については司法に委ねられているが、格段に慎重な対応をお願いしたいということと、あわせて、採石法の条文は現在の地方分権一括法が制定された時代には合わなくなっている、今後、国に対して採石法の

改正に向けた働きかけとともに、新しい罰則も含めた規制などの制定をお願いしたいとの意見が出されました。

そのとき、知事の回答は非常に前向きで積極的な回答であったかのように伺っておりますが、改めて知事として採石法改正についてのお考えをお聞かせください。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 採石法改正に関する考え方でございますけれども、採石法の採取計画の認可に係る事務は、平成11年の地方分権一括法の制定により、機関委任事務から自治事務となりました。自治事務については、地方自治法において、国は地方公共団体が地域の特性に応じた事務処理ができるよう特に配慮しなければならないと規定されています。こうした地方分権の流れを受けて、採取計画の認可において、地域自らが地域の特性に応じて環境保全等に対応できるよう、採石法の改正について働きかけていきたいと考えております。

1対1対談を踏まえて、現在、事務方において国の担当部局に進め方等を相談している状況です。なお、法律改正が実現しても、それには相当な期間を要することから、選択肢としては、その1対1対談のときに申し上げましたが、全国でも幾つか例があるようですが、市町において環境保全条例等を整備することも一つの方策ではないかと考えます。

〔14番 津村 衛議員登壇〕

○14番（津村 衛） 知事から、改正に向けて動いていくというような答弁をいただきました。ありがとうございます。また、先ほど知事の答弁もありましたように、地域において事前に自然環境を保全するような条例を制定する動きも必要であるということ、それも私も同じ思いであります。

また、一番最初も言わせていただきましたが、採石業は重要な産業であるということは私の認識は変わっていません。それは地域の方々も同じだと思っています。しかし、行政として認可権を持つ県である以上、そこに住む人たちとのバランスを考えながら、地域と企業がお互いに気持ちよく共存共

業できる環境づくり、それがやはり県には求められているのかなというふう  
に思っております。当然、県として、雇用の確保や産業育成の面、これも大  
切だとは思っていますが、しっかりと、その中で、地域の中で根づいてい  
ける産業になるように県としても支援をお願いしたいと思います。

また、今後、様々な動きもある中で、国に対して改正を働きかけていただ  
くというふうな答弁をいただきましたが、今回、平成26年度国への提言・提  
案の中には、この採石法改正については触れられていませんでしたので、今  
後、そういう機会を通じまして、ぜひ、三重県の地元の声を国に届けていた  
だきたいなということを要望させていただきます。

それでは、三つ目の質問に入らせていただきます。

三重県は南北に約1000キロに及ぶ長い海岸線があり、全国的に見ても水産  
業が盛んな県でもあります。木曾三川の恵み豊かな伊勢湾、リアス式の入り  
江が続く伊勢志摩地域、太平洋の黒潮踊る熊野灘など、様々な海域を持つ三  
重県では、古くから漁業や水産加工業を中心として水産業が発達し、沿岸地  
域では各漁村が形成されてきました。現在も、地域の基幹産業として重要な  
位置にあり、水産加工業、流通業などの幅広い産業が水産業と密接に関連し、  
地域経済を支えていただいています。

三重県の水産業は、海面漁業、養殖業を合わせた漁業生産量が、平成23年  
に全国4位、また総生産額は平成22年では491億5500万円で全国9位であり、  
名実ともに水産県であります。水産県である三重県が今後も水産県であり続  
けるためにも、ハード、ソフト両面において様々な施策が講じられています。  
また、沿岸水産資源の重要性が高まる中、資源の適正な管理が重要な課題と  
なってきています。

このような状況の中、沿岸漁業者の方々から、悲痛とも言える声が上がっ  
ています。これは地元尾鷲だけというわけではありません。県内各地区で漁  
業関係者の方々と意見交換をいたしますと、必ずと言っていいほど、違法操  
業について何とかしてほしいという要望をいただきます。一般的に密漁と聞  
きますと、アワビやサザエなどを許可なくとっているというイメージが湧き

ますが、違法操業という言葉では、何が違法なのか、何をどのようにしているのか、それが外国の船なのか、国内の船なのか、また県外の船なのか、県内の船なのか、違法操業のイメージが持ちにくいのではないかと思います。

しかし、もし違法操業が実際にまかり通っていて、ルールを守って操業している漁師が苦しめられ、ルールを無視して乱獲し荒稼ぎをする漁業者があるのであれば、水産県でもある三重県として決して看過することができないと思います。

一般的に、海の上での取り締まりと申しますと海上保安庁の所管かと思いますが、漁業法第74条第1項の規定に基づき、三重県では県の職員を漁業監督吏員に任命し、海上において漁業取り締まりを行うため、漁業取締船を配置しています。

パネルを見てください。（パネルを示す）これが県が三つの地域に配置している漁業取締船3隻です。左から、津松阪港に配置されている、主に伊勢湾海域を担当する取締船「はやたか」、職員は5名です。鳥羽港に配置されている伊勢湾海域を担当する取締船「神島」、これは職員6名、そして、尾鷲港に配置されている熊野灘海域を担当する取締船「伊勢」、これも職員は6名です。この3隻の取締船に漁業監督吏員として県職員の方々が、日夜漁業を守り、違法操業監視、防止、指導や検挙をするために活動されています。

私も、先日、地元尾鷲港に配置されている伊勢に乗船をさせていただき、船長をはじめ職員の方々からも、日々の活動状況や意見を聞かせていただきました。漁業者からの通報により、夜中に出動することや、以前とは違い、おかからの張り込みを行うなど、限られた予算、限られた燃料の中で、日夜、違法操業の防止、指導に当たっていただいています。また、常に危険と隣り合わせの中で、特に事務所というものがなく、日中船の中で勤務ということもあり、その苛酷さに改めて敬意を表するところであります。

違法操業船を取り締まることも重要ではありますが、違法操業をさせないための防止にも力を入れているということであり、その県の取締船の存在意

義の大きさ、重要さを改めて実感いたしました。しかしながら、これほどまで各地から違法操業対策について要望が出されるということは、違法操業を行う船の性能の高度化、あるいは巧妙化が進み、現場の懸命な努力にもかかわらず、現場を押さえることや指導、検挙にまで至らない現状があるのではないかと考えます。

まずは、違法操業船の検挙や指導、取り締まりの実態など、取締船の活動実績についてお聞かせをください。

また、違法操業について大変苦しめられているとの漁業関係者からの意見に対して、県として漁業振興の上でも早急な対策が必要であると思っております、県の違法操業についての認識や対策についてどのようにお考えかをお聞かせいただきたいと思っております。

〔橋爪彰男農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（橋爪彰男） 漁業の違法操業に関する現状と県の対策についてということでお答えしたいと思います。

まず、違法操業の現状ですが、水産資源の保護、また漁業調整のために、まき網漁業であるとか、底びき網漁業など、特定の漁業を営む場合には県の漁業調整規則により許可を受けることが必要となっております。違法操業の意味なんです、無許可で許可漁業を営んだり、許可の内容及び制限、または条件に違反して漁業を行う行為ということでありまして、取り締まり機関によって違反事実が確認されますと検挙ということになります。

今、紹介いただいた取締船ですが、県では、漁業取締船が3隻ございます。さらに、附属艇として2隻を県内に配置しておりまして、漁業取り締まりをこれにより行うとともに、漁業者に操業に関する法令遵守の指導を行い、違反の防止に努めているところです。

取締船による違反の検挙の件数ですが、平成20年度は4件、21年度は1件、22年度と23年度が各2件ということにして、24年度はゼロでした。ただし、25年度は11月現在ですが、5件となっております。これ以外にも指導の件数等がございます。

違法操業の防止対策ですが、この防止を図るために、平成23年度から就航しております取締船の伊勢ですが、高性能のレーダーや暗視装置などの最新の機器を装備いたしまして、これとともに、船の速度も速くするなど、取り締まりの機能を向上させたところです。

また、伊勢湾口の海域における愛知県との長年にわたる漁業紛争を解決するために、愛知県との漁業に関する話し合いの結果、平成23年度に操業協定が締結されまして、この海域での違法操業に対する防止対策が前進したというところです。

今後ですが、今後とも、警戒を緩めることなく海上監視活動を行いまして、悪質な違反操業に対しては操業停止処分というようなこともとっていききたいというふうに考えております。さらに、漁場や資源の利用をめぐりまして、沿岸と沖合で利害が相反する当事者が十分な話し合いを行うということによりまして、互いの信頼関係を構築していただくことが非常に重要だというふうに考えております。

例えば、先ほどの例で、愛知県の漁業者とは、伊勢湾口の海域における漁業に関する協定に基づきまして、漁業者間協議を定期的で開催し、操業ルールの確認を行うなど、お互いの友好関係の維持を図ってきているところです。今後も、漁業者間で操業ルール等の話し合いを通じまして、違法操業の撲滅に取り組んでいきたいと考えております。

〔14番 津村 衛議員登壇〕

○14番（津村 衛） 部長から御答弁をいただきました。

取締船の活動実績について、検挙について、平成20年度は4件、その後22年度は2件、23年度は2件、その後24年度はゼロ件というような話を伺いました。これは、部長の答弁の中で、検挙していただいた実績を挙げていただきました。でも、取り締まり船は検挙だけが目的ではなくて、指導も目的に入っていると思います。ですので、指導はどの程度あったのかお聞かせをいただきたいのと、もう一つ、指導する中でも、先ほど答弁の中にもありましたけど、県許可、知事許可の中には、まき網漁船であったり、底びき網の漁

法も許可となっています。そのことも含めまして、検挙だけではなくて、指導の数も教えていただきたいと思います。

○農林水産部長（橋爪彰男） 先ほどの検挙以外に、処分としては注意とか指導とかがございます。平成23年度には、全体として137件ございまして、主な漁業の種類で申し上げますと、一番多いのが、小型底びき網漁、これで指導とか注意を含めまして74件でした。次に、船びき漁で36件、中型のまき網漁で10件ということになっています。これが平成24年度に移ってまいりますと、小型底びき網で71件、船びきで10件、中型まき網で1件、全体では23年度が137件で、24年度が96件と若干減ってきている、そういうような状況です。

以上です。

〔14番 津村 衛議員登壇〕

○14番（津村 衛） 御答弁いただきました。先ほど、1回目の答弁では、検挙の数だけを御回答いただいたわけですが、検挙の数だけですと年数件ですが、やはり指導の件数はといいますと100件を超えている。先ほど、平成23年度だけの数字をおっしゃっていただきましたが、過去も考えますとさらに多いのかなというふうに考えています。

その中で、先ほどの中でも、指導の件数も減っているというふうな御答弁もあったかと思いますが、私は現場を回っていきまして、現場の方々の、漁業者の方々の意見を聞いていますと、少し県の御認識といいますか、数字上は減ってきているのは、私は、先ほども言いました、違法操業取締船の方々が日夜努力されている、その結果、防止に結びついているのかなというふうには思うんですが、やはりそれだけではなく、漁業者の方々の話を聞いてみますと、もっと違う実情があるのではないかなというふうに私は考えます。

違法操業する漁業の種類によっては、現在の違法取締船だけでは、物理的、あるいは能力的な限界もあり、取り締まりたくても現実に難しい状況があるのではないかと指摘をする漁業者の方々もいらっしゃいます。また、現場に毎日出ている漁業者からの声としては、違法操業をする船というのは、非常

に巧妙に違法操業するという意見もございます。

先ほども部長の答弁の中にもありました、これまで取締船が指導してきた実績の中に、県許可のまき網漁船の話がありました。まき網漁業の操業自体は、夜間、あるいは早朝であります。その時間内でもし違法操業するのであれば、取締船の昼夜問わずの5人、あるいは6人の苛酷な体制だけでは、どれだけ現場が努力してもやっぱり限界があることもあるのではないかというふうに思いますし、とても対応し切れない状況があるのではないかと私は思います。

まき網漁業そのものは認められた漁法でありますし、当然ルールを守って適正に操業いただいている業者の方々が大半だと思います。そこで、県としても、先ほどの答弁もありましたように、違法操業の取り締まりをしっかりと行っていくということなのであれば、私は、まず、まき網漁船の違法操業対策として、VMSシステムの設置を義務づけることを提案したいと思います。

このVMSシステムとは、GPSなどの衛星情報を利用して漁船の位置を把握するシステムで、海外ではこのシステムの導入に積極的であり、違法操業を厳しく取り締まっています。国においては、大臣許可の大中型まき網漁船に対しては、2007年から既にVMSシステムの設置が義務づけられていますし、沖合底びき網船についても義務づけていく方向で進められているというふうに伺っています。

しかし、県知事許可の中型まき網漁船に対しては、VMSの設置は義務づけられていません。このVMSは、GPSなどの衛星情報により確認した漁船の位置情報を30分以内から2時間置きに衛星経由で管理機関に報告するものであり、国や漁業によっては、漁船の位置だけではなく、速度や進行方向、漁具の動作作業などの情報を送る場合もございます。要するに、いつ、どこで、どのように操業しているのかがわかる仕組みとなっています。海外では、違法操業を取り締まるためだけが目的ではなく、漁業調整や資源管理にも大きな成果を上げており、資源管理に熱心な国は、このVMSの導入にも非常

に積極的であるそうです。

先ほど紹介をさせていただきましたが、県の取締船についてなんですが、年間の維持管理費がどの程度かかっているのかといいますと、はやたかで燃料約264万円、修繕費は約71万円で計335万円、神島で燃料費385万円で修繕費は52万円、計437万円、伊勢では、燃料費が731万円、修繕費が116万円で計847万円、それ以外にも、それぞれの船が数年に1度中間検査と定期検査でそれぞれ1000万円から2000万円ぐらいの費用がかかっております。もちろん人件費は別です。一方で、このVMSユニットの値段は一つ当たりが10万円から20万円、ランニングコストは1日100円程度ということであります。

取締船の存在意義を考えますと、費用での単純な比較は当然できるものではありません。県が許可するまき網漁船へのVMSのユニットを県がたとえ全額費用負担をしてでも義務づけることによって違法操業を確実に防止することができ、それだけではなく、資源の枯渇を防ぎ、沿岸漁業者と沖合漁業者との信頼関係、一体感の醸成が図れるのではないかと私は考えています。それだけではなく、県の違法取締船の職員の業務負担も減らすことができますし、他の違法操業船を取り締まることに尽力いただけるのではないのでしょうか。

そこでお伺いをいたしますが、県許可のまき網漁船へのVMSの義務化についてどのようにお考えか、お聞かせください。

〔橋爪彰男農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（橋爪彰男） 違法操業の抑止のためのVMS、一般に衛星船位測定送信機というものをVMSと、こういうふうと呼んでいただいているんですが、この導入にどうかということのお尋ねですが、VMSとは、衛星回線を用いて自船の位置を自動的に取り締まり機関に設置された監視装置へ送信することによりまして、漁船の操業を透明化し、区域外操業等の違法行為を防止しようということの設備であります。

農林水産大臣が許可をします大中型まき網漁業であるとか、沖合底びき網漁業などの指定漁業におきましては、平成24年8月1日からその装備が義務

づけられ、三重県の大中小型まき網漁船や遠洋かつお・まぐろ漁船などもその対象となっております。

これらの漁業であります。操業範囲が広いと、漁業取締船だけに頼らずVMSの導入で違反操業を識別し、より効果的な取り締まり体制を構築するために、国がその費用を全額負担して導入したというふうに聞いております。このVMSを運用し、適法な区域での操業が証明されることで、これを装備する漁業者とその他の漁業者との信頼関係の構築が図られる効果もおっしゃったように期待されているところです。

県が許可をする漁業においては、一方で、VMSの装備というのは義務づけられておりません。また、その導入については、関係者の合意形成であるとか、経費負担、先ほど、非常に安いじゃないかというお尋ねもあったんですが、まき網漁業がどのような形できちんと取締船のほうで確認できるかということになりますと、もう少しおっしゃっていただいた設備よりも高価になるというようなところもありまして、国のほうでは億単位での経費で導入しているということもありますので、そういう面も含めながら、運用面なんかも考えて解決していく課題なのかなというふうに考えております。

それと、熊野灘の沖合を主な漁業とする中型まき網漁業の操業に対しては、一本釣りであるとか定置網など、沿岸の漁業者の方から、操業区域や資源保護の観点でかねてより根強い批判の声もありました。このため、平成23年度に三重県漁業協同組合連合会が事務局となっただきまして、東紀州地区の漁業のあり方検討会というのが設立されまして、沿岸漁業者とまき網漁業者との話し合いが行われるようになりました。

この話し合いの結果、中型まき網漁業者の間でも、法令遵守であるとか、資源管理に対する意識が高まってきたというふうにも聞いております。このため、この検討会を今後も引き続き開催していくということが重要なことと思っております。それと、まき網連合会のほうでも、VMSの自主導入等について意見交換を始めたというようなことも聞いておりますので、これらの動きも見せていただきながら、県としてVMSの導入についても今後検討し

ていきたいというふうに考えております。

〔14番 津村 衛議員登壇〕

○14番（津村 衛） ありがとうございます。

全国海区漁業調整委員会連合会の第48回東日本ブロック会議、これが先月の11月12日、13日の両日、三重県津市で開催されました。部長も出席をされていると思います。どういう会かといいますと、全国の海区漁業調整委員会連合会が国に対して行った要望に対する水産庁、海上保安庁、外務省など、各省庁からの回答が示された会だというふうに伺っております。その中でも、違反操業の防止やVMSの活用や取締船、航空機による効果的な巡回、違反操業の取り締まりを強化してほしいという要望も出されています。

ですので、やはり、VMSシステムの設置、そして違反操業の対策というのは、全国的に沿岸漁業者の方々の本当に困っている生の声だというふうに私は感じていますので、ぜひとも県として対策をしっかりとっていただきたいというふうに思っております。

現在、水産資源の減少というのは顕著でありまして、魚価の下落などもあり、船の老朽化が進む中で、厳しい操業を余儀なくされている漁業者の方が多いということです。そのために、今後、海難事故のリスクというものも高まるのではないかという、そんな指摘もあります。

先ほど言いましたVMSには、海難事故の発見、遭難場所の特定が容易になるというメリットもございます。ですので、先ほど、私は、VMSのユニット、今、ユニット一つ当たりが10万円から20万円とは言いましたけど、その他の機器も当然必要となってきますので、費用はさらに上がるとは思います。しかし、先ほど言いましたように、沿岸漁業者の方々と沖合漁業者の方々との信頼関係を構築していく上においても、あるいは、事故の早期発見とか、あるいは資源の枯渇に少しでも歯どめをかけていく、資源管理につなげていく、そのためにも、私は水産県として三重県が積極的にVMSを設置することを検討いただきたいというふうに思っております。

また、先ほど部長の答弁の中でもありましたが、今現在、東紀州地区の漁

業のあり方検討会というのが開催されて、現場の方々同士で議論をしていただいているというふうな御紹介もありました。しかし、これを伺ってみますと、年1回の開催だということでございます。数が多い、少ないというのも問題かとは思いますが、やはりその中にも県もしっかりと入っていただいて、県として、沿岸漁業者、そして沖合漁業者の方々の双方の意見も聞きながら、同じ海で仕事をなりわいとする漁業者の方々同士が信頼関係によって今後も漁業を気持ちよく行っていただけるように、県としてもしっかりと取り締まりの指導もしていただきたい、そのことを御要望させていただきまして、私からの一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。（拍手）

○議長（山本 勝） 45番 岩田隆嘉議員。

〔45番 岩田隆嘉議員登壇・拍手〕

○45番（岩田隆嘉） 自民みらい会派、伊賀市選出の岩田でございます。議長のお許しをいただきましたので一般質問に立たせていただきます。

実は、今日、新聞を見ますと、東日本大震災から1000日目だそうですが、いまだ復興道半ばということで、被災されている皆さん方の80%以上がまだ仮住まいで生活をされているということであります。1000日ということ聞きまして思い出しました。我が伊賀地域を横断しております名阪国道が昭和36年から始まりまして、亀山から天理まで55キロ、1000日で仕上げたという経緯もあります。今後、一日も早い復興を心から願っておるところであります。

それでは、質問に入らせていただきます。

まず、国民健康保険の広域化についてお伺いをいたします。

市町が運営する国民健康保険、いわゆる国保は、被用者保険に加入する者などを除く者を被保険者とする公的医療保険制度であって、国民皆保険制度においては大きな役割を果たしていると思っております。国保は、県民が病気やけがの際に適切な負担で良質な医療を受けるための基盤をなす制度として、まさに県民の安心な生活を支えるものであると言えます。

しかし、もともと国保の運営が市町でなされていることから、小規模保険者が多数存在し、こうした小規模保険者では財政運営が不安定になりやすい傾向にあります。加えて、急激な高齢化の進展、就業構造の変化、景気の低迷等により、市町が運営する国保には医療に対する需要が大きい高齢者や保険料の負担能力の低い低所得者が多く加入しているため、安定的な運営が難しくなっております。

また、被保険者側から見れば、保険給付は共通であるものの、保険料は市町ごとに定めるため、同じ所得で同じ世帯構成であっても、住んでいる市町が異なれば負担額も異なり、被保険者が不公平感を抱く事態も見受けられます。

こうした課題に対応するため、これまで国において、市町国保の財政基盤の強化策や低所得者の保険料の軽減策などが実施されてまいりました。しかし、今後、さらに高齢化が進展する中で、国保が抱える課題の抜本的な解決を図り、国民皆保険制度を維持していくためには、その運営に関し、都道府県単位による広域化を一層推進する必要があると考えております。

こうした中、これまで本県では平成22年12月に、三重県国民健康保険広域化等支援方針を定め、この支援方針に沿って国保広域化を推進してきたと認識をいたしております。この支援方針では、県内の市町国保の財政の安定化を図るため、市町からの拠出金によって医療費の負担を共有する制度である保険財政共同安定化事業における事業対象の拡大の手順を定めておまして、この手順に従って、国民健康保険法に定められたとおり、平成27年度に全医療費まで事業の対象を拡大すると聞いております。

また、保険料の収納に関し、支援方針に市町が達成すべき目標収納率を定め、市町が目標収納率達成に向けて収納対策に取り組んできたことにより、例えば、現年度分収納率において、平成21年度に県全体で88%であったものが、平成24年度においては、速報値で90.71%と1.89ポイントの上昇になるという見通しとのことです。

このように、支援方針の策定により一定の成果が出ているところですが、

御承知のとおり、このたび、国では本年8月に、社会保障制度改革国民会議の最終報告書の取りまとめが行われ、その中で、国保の運営主体、すなわち保険者を都道府県に移行するという方針が示されました。この国民皆保険制度を支える運営主体の県への移行は、県行政にとって非常に大きな影響を与えることが予想されます。また、そのスムーズな移行は、被保険者をはじめとして県民の生活の安心を確保する上でぜひとも必要であるとも考えます。

こうしたことから、私としては、まず、国保の運営主体が県に移行することについて、どのようなスケジュールで移行するかについてお伺いをいたします。

また、市町において、収納率向上に取り組んだり、健康づくりに力を入れたりするなどの努力をしていますが、そのことにより、保険料水準に違いが生じているという現状もあります。そこで、国保の運営主体が県に移行した場合には保険料は統一されるのか、お伺いしたいと思います。よろしくお願いたします。

〔細野 浩健康福祉部医療対策局長登壇〕

○健康福祉部医療対策局長（細野 浩） 国保の運営主体が県に移行するスケジュールと、それから、移行した場合の保険料の統一化に関しまして御答弁申し上げます。

御紹介がございましたとおり、今年8月に取りまとめられました社会保障制度改革国民会議の最終報告書では、国民健康保険に係る財政運営の責任を担う主体を都道府県に移行すべきであるとされておりまして、このことは、平成30年度からの次期医療計画の策定前に実現すべきであるというふうにされました。

この報告書を受けまして、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革に関する法律案、いわゆるプログラム法案が現在開会中の国会に提出されておりまして審議をされております。この法案では、国民健康保険の保険者や運営等のあり方を含む医療保険制度改革について、平成26年度から29年度を目途に、順次必要な措置を講ずることとし、このために必要な法律案を平

成27年通常国会に提出することを旨としております。

国としましては、国会に法律案を提出する前提として、国民健康保険のあり方について、都道府県を含む地方団体の意見を踏まえながら検討を進める必要があることから、できるだけ早く、国と地方団体との協議の場を設置し、政務レベル、事務レベルでの協議を行うこととしています。

この協議の場においては、国民健康保険の財政上の構造問題の分析とその解決に向けた方策や、国民健康保険の運営に関する業務に係る都道府県と市町村との役割分担を中心に、検討や意見交換を行う方針を示しております。

平成24年度における県内の市町国民健康保険被保険者1人当たりの保険料調定額は、全市町平均で8万7701円でした。市町別で見ますと、最高額は11万3768円、最低額は5万5722円でありまして、その格差は2.04倍となっております。このように市町ごとに差がありますのは、収納率の差、医療費水準の差、それから一般会計からの繰り入れの実施などによるものでございます。

このような市町ごとに差がある状況のもとで、仮に国民健康保険の保険料を都道府県単位で統一し、現在の平均的な水準に設定した場合には、保険料に大きな変化をもたらし、とりわけ保険料水準の低い市町の被保険者にとっては負担の増加につながるという大きな課題が生じます。

また、社会保障制度改革国民会議におきましては、広域化によって保険料負担を平準化するに当たり、医療費水準が違うことによって保険料水準が市町村ごとに一定程度異なることがあっても不公平とは言えない、といったような意見も出されております。

県としましては、保険料の設定のあり方を含め、今後、国での制度設計に関する議論の動向を注視しながら、被保険者や市町に不安や混乱が生じないような制度設計が行われるよう、引き続き全国知事会等を通じ、国に対して提言していきます。また、制度の詳細が判明した際には、市町と連携しつつ、制度移行に向けての検討、準備を行う体制を整えるなど、迅速かつ適切に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔45番 岩田隆嘉議員登壇〕

○45番（岩田隆嘉） ありがとうございます。

平成30年度には県へ移行するということが決められているそうでありますが、それらの準備期間として、恐らく来年平成26年から、そういったことに向けてこれから先調整をしていかれるということだと思いますが、今でも保険料の負担率が2倍以上格差があるということでもあります。いろんな事情はあるにしろ、これから先、県民の皆さん方が、国保に入っている方々、納得して負担ができるような方法を考えていただきたいな、このように強く要望させていただいて、次の質問に移らせていただきます。

次に、医師確保対策についてであります。

全国的に地域医療の崩壊が叫ばれる中、三重県におきましても、医師の不足、偏在など、地域医療を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあると思っております。本県の人口10万人当たりの医師数は、平成22年12月現在190.1人、全国37位と、全国平均の219人を大きく下回り、地域別では伊賀地域の113.8人、東紀州の143.3人と特に少ないのが現状であります。

診療科別に見ると、小児科医が全国38位、産婦人科医が全国36位、麻酔科医が全国46位など、依然として少なくなっていることに加え、救急医療などを担う病院勤務医師が全国平均141.3人に比べて本県は112.1人、全国44位と深刻な状況になっております。

加えて、近年の医師数の推移を見ますと、全国的には増加傾向にあります。三重県ではその伸びが低く、救急医療などを中心的に担う若手医師の数については減少傾向にあります。

こうした状況に対応するため、三重大学医学部では、地域医療の担い手確保に向けて、平成18年度以降、段階的に定員を100名から125名に拡大するとともに、三重県出身者の推薦入学枠の設置に取り組み、一時大きく落ち込んでいた県内出身者も、ここに来て入学者の4割程度、実は平成17年度は17名であったものが、平成25年度には56名にまで回復しつつあると聞いており

ます。

また、県では、平成16年度の新医師臨床研修制度の導入に合わせて、一定期間県内医療機関で勤務することを返還免除条件とする三重県医師修学資金貸与制度が創設され、平成20年度には、へき地医療コースに加えて県内勤務医コースを追加するなどの返還免除条件の緩和や貸与枠の拡大など大幅な見直しが行われてきたところです。その結果、平成25年度までの貸与者数の累計は409名となり、今後県内で勤務を開始する若手医師の段階的な増加が期待されるということです。

一方、私の地元であります伊賀地域に目を向けてみますと、いつものことではありますが、先ほど数値でも御説明申し上げたとおり、伊賀地域は人口当たりの医師数が県内でも最も少ない地域であり、地域内の各病院では、深刻な医師不足の中で救急医療体制の確保が大変厳しい状況に置かれているところです。

このため、初期救急医療について、伊賀市及び名張市が休日夜間応急診療所を設置して対応するとともに、二次救急医療についても、伊賀市及び名張市が連携して実施することとして、平成20年4月から、上野総合市民病院、名張市立病院、岡波総合病院による二次輪番制度をスタートさせております。しかしながら、急激な医師の減少に伴い、平成22年8月には、当番病院のない空白日が生じるなどの問題も発生しました。

その後、県からの地域医療再生基金を活用して、救急医療の確保など、地域医療体制の再構築に向けて、上野総合市民病院及び名張市立病院の機能分担を促進するとともに、岡波総合病院との連携や三重大学及び県外大学への寄附講座の設置による医師確保などの取組が進められ、回復の兆しも見えてつありますが、依然として予断を許さない状況が続いております。今後、地域の高齢化に伴う医療需要の増大も見込まれ、医師の安定的な確保と医師の偏在解消が依然として喫緊の課題と言えます。

これまで、県では様々な短期、中長期の取組を講じてこられました。また、昨年5月には、地域医療支援センターを設置し、新たな取組を開始されたと

ころです。国において専門医制度の見直しが進められる中、これまでの取組をどのように評価し、今後、県内での勤務の増加が見込まれる医師修学資金貸与者などの若手医師を、伊賀地域を含めどのように地域医療の担い手として県内に定着させ、地域や診療科の偏在解消につなげていこうとされるのか、お考えをお尋ねいたします。よろしくお願いします。

〔細野 浩健康福祉部医療対策局長登壇〕

○健康福祉部医療対策局長（細野 浩） 県のこれまでの医師確保対策の評価と、それから若手医師の県内への定着、それと地域や診療科の偏在解消に向けた取組ということで御答弁させていただきます。

県では、これまで、県内の深刻な医師不足の状況を受けまして、医師不足の影響を当面緩和する取組と中長期的な視点での取組を組み合わせ、医師確保対策を総合的に展開してまいりました。医師不足の影響を当面緩和する取組としましては、全国から医師を招聘する無料医師職業紹介、県内都市部の医療機関から医師不足地域の病院へ医療支援を行います、バディ・ホスピタル・システムと申しますけれども、こういったシステム、病院勤務医師負担軽減対策、医師確保に資する市町が行う寄附講座の設置支援等といったことに取り組んでまいりました。

また、中長期的な視点での取組としましては、医師修学資金貸与と制度の運用、県内臨床研修病院が相互に協力型施設となるMMCプログラムの作成等、研修病院の魅力向上支援、それから、三重大学や市町と連携した三重大学医学部における地域医療教育の充実、総合診療医の育成拠点整備、子育て医師等への復帰支援などに取り組んでいるところでございます。

こうした取組を通じまして、今後県内で勤務を開始します医師修学資金貸与者が大幅に増加したほか、平成25年度の医師臨床研修マッチングでは、過去最高となります101名の研修医がマッチするなど、若手医師の県内定着に向けて一定の成果が出ているところでございます。

さらに、御紹介もいただきましたが、昨年5月に地域医療支援センターを設置しまして、地域間と診療科目間の医師の偏在解消に向けた取組に着手し

たところでございます。具体的には、伊賀地域等の医師不足地域を含む県内複数医療機関をローテーションしながら、専門医資格を取得できる後期臨床研修プログラムを作成することとしておりまして、今年度中に基本診療領域となる17のプログラムを完成する予定でございます。

今後も、県としましては、地域医療支援センターを中心にこれらの取組を推進しまして、若手医師の県内定着、医師の偏在解消を図ってまいりたいというふうに考えております。

〔45番 岩田隆嘉議員登壇〕

○45番（岩田隆嘉） ありがとうございます。

今後はいろんな制度を使って医師の増員に努力をしていくという御答弁をいただいたと思っておりますが、実は、私の住む伊賀地域、特に旧阿山町なんですけども、滋賀県と隣接をいたしております、先日も、二次救急と申しますか、救急患者が出たときに、救急車でもってお願いをして、そのときに、かかりつけの医師の方に、実は私は滋賀県の病院へ行きたいという事例がございました。そんなことで、滋賀県に問い合わせる中では、恐らく前もって予約ができておったのかなとは思っておりますが、滋賀県からヘリコプターでもって患者を引き上げると申しますか、連れに来ていただきました。

滋賀県とはすぐ近くでありますし、実は、三重県の救急ヘリを活用させていただくというときには、天候の都合上、布引山脈を越えて来るのにはいろんな障害が生じる場合が多いございますので、100%利用できるというわけにはまいりません。そんなことで、滋賀県のヘリコプターを利用させていただく、こんなことも、これから先、地域と連携をした中で、地域内だけではなく、県外とも連携するような体制もやはりつくっていただければなと思っておりますので、よろしく願いをいたしたいと思います。

それでは、次の質問に入らせていただきます。

新たな水田農業の農業政策ということですが、今、政府やマスコミなどにおいて、半世紀ぶりの日本農政の大転換期という言葉が盛んに議論をされ、農業生産の現場である農村でも、その動向が大きな関心事になってお

ります。本議会でも、さきの9月定例会月会議において、我が会派の永田正巳議員が代表質問の中で、日本農業最大の転換期にあつて三重県農政をどう方向づけるのかについて、知事をはじめ執行部の考えを確認されたところであります。

こうした中、私は、その所管の常任委員でもあるものの、農政問題は私のライフワークの一つとして力を入れて取り組んできているテーマでもありますので、詳細は委員会の中で確認していくこととして、ここでは、大きな方向性を確認していきたいと思つていますので、お許しをいただきたいと思つています。

ここで、これまでの日本農政について、特に水田農業政策がどのようなものであつたかを少し振り返つてみたいと思つています。まず、戦後間もなく食料の絶対的な不足に対応するため、食料増産が農政の大命題であり、農地改革による自作農の創設や食管法のもとで都市への食料供給に力が注がれてまいりました。

その後、米を中心とした食料増産が順調に進み、食料不足は解消されたものの、昭和30年代に入ると、高度経済成長による都市と農村との格差の拡大、食生活の変化による米需要量の伸び悩みなどが顕著になり、昭和36年の農業基本法の制定や農業の選択的拡大をうたつた農業構造改善事業、40年代中ごろからの減反の時代へとつながつてまいります。

昭和53年から、稲作から自給率の低い作物への転換を推進する転作の時代となり、平成7年には、食管法が食糧法へと改正され、需要に応じた売れる米づくりが推進されるようになってまいりました。そして、現在は選択制の時代と言われ、強制感をもたらしたペナルティーが廃止をされ、メリット措置により生産調整への参加を誘導する農家の経営判断に委ねる仕組みとなつてまいりました。

こうした中、現行の生産調整制度は名称こそ経営所得安定対策となつておりますが、その中身は、民主党を中心にした旧政権が、兼業農家や小規模経営をも含む意欲ある全ての農業者が農業を継続し、経営発展に取り組める環境を整備するとして導入した、農業者個別所得補償制度であつたと思つています。

このため、自民党は昨年11月の衆議院解散総選挙において、総合政策集「J-ファイル2012」の中に、農家が望んでいるのは一過性のばらまきではないとして、個別所得補償制度の見直しを位置づけ、政権交代を成し遂げたところでもあります。今、日本農業の大転換として議論されている米の生産調整の見直しは、こうした大きな流れの中で、自公連立による政権運営の枠組みにより、必要な見直し検討を行っているものと理解をしております。

ちなみに、民主党政権により個別所得補償制度が導入される前、平成19年ごろは、品目横断的対策という名称のもと、水田の経営安定対策が実施されておりました。その内容を大まかに申し上げますと、麦、大豆等の転作作物について、諸外国との生産条件格差による不利を補正するゲタ対策と、米、麦、大豆等の水田で栽培される作物について、毎年収入変動の影響を緩和するナラシ対策の二つの補填対策を、ばらまきではなく、認定農業者や集落営農組織、すなわち担い手農家に対象を絞る形で行っておりました。

さらに言えば、当時の農林水産大臣、石破茂現自民党幹事長は、石破私案のような形で、生産調整の配分を廃止し、何をどれだけつくるかは農家の経営判断に任せる、そんな方向での政策検討をしようとしていたことを記憶いたしております。その真意が十分に理解されないまま、平成21年9月の民主党政権への交代に伴う小規模農家をも対象にした個別所得補償制度の導入により、検討はそれ以上進められずに終わったように記憶をしております。

その意味では、今回の見直しは、その検討は行われるべくして行われているとも言えると思いますし、当時と比べて農家の高齢化や担い手不足がさらに進んでいることや、TPP交渉への参加などにより、農業もグローバル化への対応が一層求められていることを踏まえて、より将来を見据えた制度にしていかなければならないことは疑いようがないものと思います。

こうした状況下で、政府与党において活発な議論が行われており、今月末には、平成26年度予算政府案決定が控えている中で、議論が大詰めを迎えている一方で、農業者や地域の関係者からは、米の生産調整が廃止されたら米価が大きく下落してしまうのではないかな等の不安な声も聞かれております。

この不安を招いている要因には、政府与党において複数のチャンネルでこの見直し議論が進められていることにもあると思います。

例えば、官邸主導で進められている産業競争力会議の農業分科会の10月に開催された会議では、メンバーであるローソンの新浪社長が、経営所得安定対策の見直し及び今後の農政の基本方針を踏まえた補助金の改革に係る最重点事項として、農地の集約化や農業の担い手の経営力向上を阻害するような既存の補助金等を見直す必要があるため、米の生産農家に10アール当たり1万5000円支払っている現行の直接支払交付金を来年度からは廃止、米価の下落分を100%国費で補填している米価変動補填交付金を平成26年産から廃止、平成28年度には生産数量目標の配分を廃止し、生産調整を行わない等の急激な見直し意見が出されております。

一方、この産業競争力会議の議論等も踏まえながら、小泉政権の農林水産副大臣であった宮腰代議士が座長を務める自民党の農業基本政策検討プロジェクトチームにおいては、新たな仕組みが現場で機能しなければ意味がないとの認識のもと、農林水産省に新制度の検討も求めながら作業を進めてまいりました。

こうした検討作業を経て、新聞等でも報道されているとおり、国は11月26日に、安倍首相をはじめ関係閣僚等で構成する農林水産業・地域の活力創造本部を開催し、5年後をめどに生産調整を廃止、米の直接支払交付金は5年後に廃止するとして平成26年産米では半額の7500円に減額、廃止する米の直接支払交付金の振りかえ拡充として、日本型直接支払制度の創設、飼料用米等に係る水田活用交付金の充実、農地中間管理機構等を活用した生産コスト低減に向けた担い手への農地の集積・集約化の加速化などの見直しを行う新たな水田農業の政策を決定されたところであります。

これらの新たな政策は、年内には農林水産業・地域の活力創造プランの中に位置づけられて取りまとめられる予定であり、平成26年度予算政府案や本年度の補正予算にも盛り込まれていくものと考えております。

そこで、まず、当局に次のことについて確認をさせていただきます。

現在、国において検討されている経営所得安定対策をはじめとする水田農業政策の見直しについて、知事の所感をお伺いしたいと思います。

また、国の新しい政策の方向を踏まえて、主食用米の生産や水田における麦、大豆、飼料米等の生産拡大について、もうかる農業を標榜している県としてどのように取り組んでいこうとされているのか、お伺いをいたします。よろしくをお願いします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 国が検討しています水田農業政策の見直しに対する私の所感ということでございます。

国におきましては、攻めの農林水産業を実現する農政改革の一環として、先般、水田農業の新たな政策が示され、農林水産業・地域の活力創造本部で決定されたところであります。その内容は、議員からも御紹介がありましたけれども、自らの経営判断で作物をつくれる農業を目指して、米の生産調整や直接支払交付金の減額、廃止などの経営所得安定対策の見直しを行うものです。あわせて、農業の持つ多面的機能の発揮に向けた地域活動を支援する日本型直接支払制度を創設し、産業政策と地域政策を車の両輪として農政改革を進めようとするものです。

私は、今回示された水田農業政策は、農地の集約化等を進めながら、効率的で競争力の高い農業を目指すとともに、農山村の有する機能も重視しながら、農業・農村の活性化を進めようとする農政の方向に沿った改革であると考えています。他方、個々の施策の効果や影響についてはまだ不透明な部分もありますので、しっかりと見きわめていく必要もあると考えています。

また、今回の見直しは短期間で検討が進められましたので、現場で混乱が生じることを危惧する声があるのも事実です。このため、県としましては、11月に行った国への提言活動において、生産現場での混乱を招かないよう要請してきたところであり、今後の推進に当たっては、国が地域の実情を十分に踏まえた納得のいく説明をしていただきたいと思います。

水田農業を基幹とする三重県にとって、見直された制度を適切に運用する

ことが重要であると考えており、県としても、現場での混乱を招くことのないよう、国の具体的な作業の動向を注視しつつ、市町や農協等と連携しながら迅速かつきめ細かな対応に努めていきたいと考えております。

〔橋爪彰男農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（橋爪彰男） 私のほうからは、主食用米の生産、また水田における麦、大豆、飼料米等の生産についてどうかということでお答えしたいと思います。

今回、国から水田農業政策の見直しに関する制度設計が示されましたことを受けまして、県としましては、需要に見合った水田作物の生産を念頭に、生産性の向上、また高付加価値化に取り組むとともに、新しい制度を現場の実態に即して有効に活用しながら水田農業の活性化を図っていきたいと考えております。

まず、主食用米ですが、平成26年度から米の直接支払交付金の減額、また米価変動補填交付金の廃止、こういうことが明記されておりますので、農業経営者の経営感覚や販売力が求められるようになるというふうに考えております。このことから、需要に応じた生産を目指し、品質の向上や高付加価値化への取組を支援していきたいと思っています。また、高温障害が出にくく、品質や食味が良好な結びの神、この作付拡大を進め、売れる米づくりをリードする新たな三重の米ブランドとして育てていきたいというふうに思っています。

小麦につきましてですが、交付金の制度が維持されまして、引き続き水田の戦略作物となることが期待されます。三重県では、実需者と生産者、また行政が連携して最終製品までつなげていくということで、独自のフードチェーンを形成しておりまして、この強みを生かしながら生産拡大に取り組みたいというふうに思っています。

また、三重県では、米、麦、大豆の二年三作によるブロックローテーションの定着が進んできていまして、この取組を維持、拡大しながら小麦の作付面積の拡大、単収向上に取り組みたいですと思っています。大豆につきましても、

担い手の収益向上の観点から、麦と組み合わせた作付を行ってまいります。

飼料用米ですが、今回の新しい制度においては、数量払いによる交付金へと制度が変更されましたので、今後、主食用米にかわる本作化が期待されております。本県において、飼料用米の推進を図っていくためには、収穫量の多い品種の種子や収穫した飼料用米の専用貯蔵施設の確保などの課題があり、現場の実態に応じた対策を検討してまいります。

各作物の生産拡大に加え、従来から取り組んでいる集落営農組織の育成によりまして、担い手の育成、また効率的な作付体制の確立を図るとともに、新しい制度を積極的に活用して本県の水田農業の活性化に努めていきたいと考えています。

〔45番 岩田隆嘉議員登壇〕

○45番（岩田隆嘉） ありがとうございます。

御答弁をいただいた中で、飼料米の生産についても拡大していくというお話がありました。私の地元である伊賀市をはじめ、県内には、土壌条件が悪かったり、排水不良だったりする田んぼが多くありますので、飼料米のほかにも、主食用以外の米の生産拡大を積極的に進めていったらどうかというふうにも考えております。

一つには、バイオエタノール生産用の米であります。アメリカではトウモロコシを燃料用バイオエタノールの原料に使っていると聞いております。シェールガス革命によってこの流れが変わるかもしれないという話もありますが、資源を持たない日本にとって、日本の気候に一番合った作物である米を農家に自由につくってもらって燃料用のバイオエタノールを生産するというのも夢物語ではないのではないかなというふうに考えております。

少し調べてみましたところ、日本国内でのエタノール用米の生産は400ヘクタールとのことであり、また、島根県のNPO法人が、米やわら、食品残渣を使ってバイオエタノールを製造する装置を開発して販売するといった事例も出てきているようです。

また、松江市のコンサルタント会社、I Bコンサルタントでは、地中の放

放射性セシウムを吸着したスイートソルガムや国の基準値を上回って流通できない米を発酵させエタノールを製造する実験が、今、福島で行われているとも聞いております。

米のほか、わらなどの未利用資源を使ってバイオエタノールを生産するための研究には、国内でも数多く取り組まれているようではありますが、まだまだコスト面で課題が多いと聞いております。技術は日進月歩であると言われるとおり、県にはアンテナを高くしていただいて、バイオエタノールの低コスト生産のめどがついたならば、ぜひ、バイオエタノール用米生産の推進も図っていただくことをお願いいたしておきます。

二つ目は、県に以前から何度もお願いをしております酒造好適米、いわゆる酒米の増産であります。

私の地元であります伊賀市などを中心に、県内でも山田錦をはじめとする酒米の生産も行われておりますが、県内の酒造業者が必要としている量を確保するまでには至っておらず、加えて、山田錦は価格的にも高いこともあって、酒造業者は500万石等県外産の酒米を調達して酒づくりに取り組まれているのが現状であります。

こうした中、県は、地産地消や新たな特産品の商品開発にもつなげようと、三重県においてお酒は三重の酒米でということで、新しい品種として神の穂を開発されたところであります。聞くところによると、神の穂は農家にとって山田錦と比べて栽培しやすく収量も多くとれる。そのために、酒造業者にとっては買いやすい価格で入手できるという利点もあり、酒米として非常に有効ではないかと考えられております。

そこで、県が開発した新しい酒米、神の穂についての県内での生産状況や増産に向けた今後の取組をお伺いいたします。

**○農林水産部長（橋爪彰男）** 神の穂ですが、今、御質問いただきましたように、神の穂でつくる吟醸酒ですが、爽やかな香りがありまして、優しくふくよかな味わいということで高い評価を得ておりまして、また、山田錦に比べて収穫量も多いということで、栽培しやすい品種との評価も得ているところ

です。

生産状況ですが、平成20年度から23年度までは作付面積がおおよそ10ヘクタールで生産量が55トン程度だったということですが、その後増えてきておりまして、平成25年度には23年度の2倍の約20ヘクタール、約110トンの生産量というふうに、今、県内でも24の酒造事業者に供給をしているところです。

神の穂を増産するためには、酒造事業者の需要を高めるということが重要だというふうに考えておりまして、様々な県のみえセレクション制度での指定であるとか、今後の三重テラスを活用した情報発信なども通じまして販路の拡大等に取り組んでいるところです。また、海外でも台湾で開催する物産展への酒造事業者の参加も促すというようなことも取り組んでいるところです。

今後、こうした県内の酒造事業者に神の穂を使用した日本酒の情報発信などを支援させていただいて、需要を拡大していくということで、生産者と酒造事業者の結びつきを強めまして、需要に応じた神の穂の生産の拡大に努めていきたいと考えております。

〔45番 岩田隆嘉議員登壇〕

○45番（岩田隆嘉） 今、御答弁いただいたとおり、神の穂、平成23年度は10ヘクタールで50トンぐらい、あるいは25年は20ヘクタールで110トンというふうに言われておりまして、各酒造の事業者がそれを買って付けておられるということだと答弁をいただきました。

増えていくことはいいと思うんですが、今、山田錦が一番酒造用の好適米とされておりまして、これについては、伊賀地域のみで生産をしております。これが1年5000俵というふうに聞いておりまして、ほかでは生産をされていないということでもあります。したがって、山田錦は価格が高騰をしているということがあると思います。神の穂は全県的につくれるということで、その酒に対する歩どまりも相当いいということをお聞かせいただいております。こんな意味から、これから先、神の穂というものをもう少し広範囲に作付し

ていただくような方策をとっていただく、こんなことが必要かなというふうに思っております。

それでは、加工用米のことについてももう少し提言をさせていただきたいと思えます。

これからの米づくりについては、主食用だけではなく、酒米や加工用米、それから飼料米、さらにはバイオエタノール用米と、新たな需要に対応していく必要があると考えられますので、県としてこういったことに的確に対応していただきたいと思いますとも考えております。

先日もテレビのニュースで、海外での日本食ブームもあって、日本酒の海外輸出が増加しており、これに伴って酒米の山田錦が全国的に品薄になっていることが取り上げられておりました。この原因は、高級な日本酒の需要増に酒米の生産が対応できていないとのことですが、その背景には、酒米が主食用ではないにもかかわらず、従来制度では転作のカウント外とされてきたことにあると思えます。

国が5年後をめどに米の転作制度を廃止するかわりに、飼料用米などを作付した場合の農家支援を手厚くして主食用米生産から転換を促していく、そんな方向を示している中で、酒米の取り扱いの見直しも国に求めていく必要があるのではないかなというふうに思っております。

こういったことも含めて、農業団体や市町とも緊密に連携していただいた上で、国の新たな対策を効果的に使いながら、時には国の政策が三重県にうまくマッチするように、国への提言など働きかけも行いながら、農家が安心して水田農業を続けていくことができるようしっかりと取り組んでいただくことをお願いいたしまして、次の質問に移らせていただきます。

次に、防災対策、特にさきの台風18号被害の復旧とソフト対策について伺いをいたします。

去る9月15日から16日未明にかけての台風18号は、紀伊半島をかすめながら北上いたしました。この台風は紀伊半島に近づくにつれ、移動速度が遅くなったことや、前線を伴っていたことから、近畿地方を中心に大きな被害を

もたらしたことは記憶に新しいところでございます。

県内でも伊賀市の川北という地域がありますが、その雨量観測所では、9月の平均値の3.6倍に当たる620ミリの雨量を観測し、伊賀地方を中心に多くの被害が発生をいたしました。特に道路で大きな被害のあった伊賀地域の国道163号、国道165号、国道422号では、通行どめになった箇所がありました。知事も現地を視察していただいたとおりであります。現在も復旧工事を進めていただいているところですが、それぞれの箇所の現在の状況と復旧に向けたスケジュールをお聞かせいただきたいと思います。

次に、異常気象時における住民への情報提供などの、いわゆるソフト対策の取組状況についてお伺いをいたします。

さきに申し上げましたとおり、9月の台風18号で大きな被害を受けた伊賀市内では、一時約700世帯に避難勧告が出されるなど、幸いにも人命に係る被害には至っておりませんでした。対象となった住民は大変不安な体験をなさったと思っております。

このような事態の場合、雨量や河川水位など、周囲の状況がどうなっているのかをきちんと知り得ることが不安を軽減することにつながると思っております。ここ数年、台風の大型化や極端で局地的な集中豪雨などの発生が増えており、今後も増加が見込まれます。災害が多発する本県でも、施設整備を中心としたハード対策、情報提供などのソフト対策の両面から防災対策を強化する必要があると考えますが、即効的な取組として情報提供などソフト対策の充実が必要ではないかと考えます。

人命を失うことがないように、あらかじめ自分の住む地域にはどのような危険があるかを知ること、さらに、住民の早期避難につなげる情報提供として、例えば雨量観測所の充実や異常気象時の雨量や河川水位の的確な情報伝達、公開などが必要だと考えます。このようなソフト対策について、現在の取組状況と今後どのように充実させていくのかをお聞かせいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

〔土井英尚県土整備部長登壇〕

○県土整備部長（土井英尚） 防災対策として台風18号の復旧と河川のソフト対策等について順次答弁させていただきます。

まず、本年台風18号により、県管理の公共土木施設については、県内で319カ所の被害が発生し、そのうち伊賀地域においては6割近くを占める182カ所が被災しました。御質問の伊賀地域の主要な県管理国道における通行どめ箇所は、国道163号で1カ所、国道165号で2カ所、それと国道422号1カ所の計4カ所で通行どめが生じておりました。

被災した県管理国道の復旧状況ですが、被災直後から応急工事等による復旧を進め、まず10月8日に青山羽根地内の国道165号において道路の仮復旧を終え通行規制を解除したところであり、来年3月末の本復旧を目指して今取り組んでおります。また、11月9日には、中村地内の国道163号、それと11月30日には岡田地内の国道165号において復旧工事を完了し、通行規制を解除したところでございます。

現在も通行どめとなっております下神戸地内の国道422号につきましては、被災した道路を直接復旧することに比べ、道路背後の民有地を利用させていただき、堤防を兼ねた仮設道路を設置することで早期に通行でき、河川堤防の機能も確保できるということから、堤防を兼ねた仮設道路の工事を現在行っており、年内に仮設道路を供用させ、通行規制を解除できる見込みでございます。なお、この箇所の本復旧については、平成26年、来年6月末を目指して現在全力で取り組んでおります。

2点目の雨量や河川水位の情報提供などのソフト対策ということですが、水害から生命、財産を守るためには、施設整備を中心としたハード対策を行うとともに、住民の安全な避難につながる情報提供などのソフト対策を行うことが重要であると認識しております。

そのうち、ソフト対策につきましては、大きく、市町への支援と住民への情報提供、この二つということで行っております。市町への支援としましては、浸水した場合に想定される水深、深さですね、水深を示した浸水想定区域図を県から市町に提供しております。市町はこの図をもとに避難所などの

情報を加えて洪水ハザードマップを作成、配布し、住民の水害への備えに役立てていただいております。

また、主な河川では、水防団待機水位や避難判断水位を設定しており、大雨の際に河川の水位がこれに達した場合には、その情報を県から市町に伝達し、水防団の活動や避難情報発出の参考にいただいているところでございます。

次に、住民への情報提供としましては、県内にある290カ所の雨量観測所及び168カ所の河川水位観測所で観測したデータをインターネットの防災みえ.jp、国土交通省の川の防災情報、それとNHK津放送局のデータ放送を通じてお伝えすることにより、住民の皆様が早目に避難準備を行うなど、安全な避難に活用していただいているところでございます。

今後とも、水害から生命、財産を守るため、市町と連携し、浸水想定区域図の作成範囲を広げる、それとか、的確な避難判断につなげるための避難判断水位、これの見直し、このようなことなど、さらなるソフト対策の充実に努めてまいり所存でございます。

〔45番 岩田隆嘉議員登壇〕

○45番（岩田隆嘉） ありがとうございます。

さきの台風18号の後の復旧については、県土整備部も精力的にかかわっていただいて、今までであれば、仮設工事、仮設工事であったものが、本工事と変わらぬ工事を進めていくというような対応でもって、今も申されておりますとおり、国道165号、あるいは国道163号は既に供用を開始していただいているということでありまして、上を見たところはどうもありませんが、やはり護岸の下の堤防のところについては、これから先、強固に対策を講じていただくということに今努められていると思っております。

国道422号については非常に大きな災害と申しますか、遠距離でありますので、仮設道路を使ってということで、来年6月をめどにとということでありますが、いずれにいたしましても、地域の方々の迂回道路ということについては、完全なものができていないという中では、やはり皆さんにも御迷惑を

かけるということがありますので、早急な対策を講じていただく、こんなことが必要なと思いますので、よろしくお願いをいたします。

それと、ソフト対策であります。今、いろいろ県から市町との連絡を密にしてということをやられております。こんな中、情報を提供していただくのは早局的確にということであろうと思います。県内には雨量の測定器が290カ所、あるいは水位を知らせる箇所が160カ所あると。これをデータによって各放送などでやっていただくということを答弁いただいておりますが、まさにそのとおりではあると思います。

ただ、住民の方々、その放送を聞き、あるいはテレビを見て、これぐらいならまだ大丈夫じゃないかなというような早合点があるかとも思います。今、申されておりますとおり、ゲリラ豪雨ということで、本当に1カ所に集中的に降るということですので、こんなことに向けては、今、各自治体の中の自主防災組織がございます。こんな中で、日ごろからその訓練を行っている中で、県としてその対策がこうですよというのをもうちょっとわかりやすく、いつでも頭にしみ込んでいて、これだったらこうだなということが住民の方々に即判断ができるような対策を講じていただきたいな、こんなふうに思っておりますので、よろしくお願いをいたしたいと存じます。

それでは、最後に、いつものことながら御要望を申し上げたいと思います。道路の整備についてお話をさせていただきます。

私は、道路のことについては、伊賀に住んでおりますので、毎回質問をさせていただいておりますが、今回は、特に、名神名阪連絡道路に限定してお願いをいたしたいと存じます。

名神名阪連絡道路は三重、滋賀両県のさらなる経済社会の発展に大きく寄与し、災害時のリダンダンシーの確保にも重要な役割を果たす重要路線であります。この道路は、伊賀市と甲賀市だけの道路と考えられがちですが、実は、津市のみならず松阪市、伊勢市や志摩市など、中南勢全域から滋賀県の琵琶湖東部の長浜市、あるいは福井県の重要港湾であります敦賀市や、さらにその上の鯖江市、福江市など、南北を最短でつなぐ道路で、まさに日本海

と三重県を最短で結ぶ道路になります。このことから、伊勢や志摩と北陸をつなぐ新たな広域観光を成り立たせる重要路線でもあろうかなと思っております。

名神名阪連絡道路の早期実現に向けた地元の活動は活発であり、民間団体である名神名阪連絡道路の整備区間指定を実現する会の署名活動により、平成20年と平成22年に合わせて2万人の熱意を署名として集め、現地に啓発用の看板の設置や、今年7月には約800人が参加したシンポジウムの開催などが行われております。

○議長（山本 勝） 岩田議員に申し上げます。

申し合わせの時間が経過いたしましたので、速やかに終結をお願いします。

○45番（岩田隆嘉） 改めて、私から、全体30キロあるこの道路のうち、特に甲賀土山インターと名阪国道の10キロ区間について、国の早期事業着手を要望させていただいて、私の質問を終結させていただきます。

どうもありがとうございました。（拍手）

## 休 憩

○議長（山本 勝） 暫時休憩いたします。

午後0時2分休憩

---

午後1時0分開議

## 開 議

○副議長（前田剛志） 休憩前に引き続き会議を開きます。

## 質 問

○副議長（前田剛志） 県政に対する質問を継続いたします。1番 下野幸助議員。

〔1番 下野幸助議員登壇・拍手〕

○1番（下野幸助） 鈴鹿市選出、新政みえ所属の下野幸助です。今回も、県民目線で基本的な視点から質問をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、早速、議長のお許しを得ましたので、発言通告書に従いまして、大きく分けて4項目について質問させていただきます。

まず最初に、三重県財政の現状と今後についてお伺いしたいというふうに思います。

今年度、平成25年度の三重県経営方針につきましては、三つの諸課題に的確に取り組むということで、三重県のブランド力アップ、地域を守る、そして、子どもを守るという三つで今進んでいるということです。そして、また、先般、平成26年度三重県経営方針（案）につきましては、「希望がかなう三重」として少子化対策、「世界に打って出る三重」としてグローバル化への対応、そして、「魅力を発信し続ける三重」として三重県のブランド力アップバージョンツアの三つを重要ポイントとして取り組むことが発表されました。

平成25年度の守りを中心、足元を固める政策から、今年度は、まさに多くの分野で打って出る攻めの経営がなされているというふうに思います。とりわけ三重県観光キャンペーンにつきましては、20年に1度の伊勢神宮式年遷宮や来年の熊野古道世界文化遺産登録10周年記念などの影響によることで好調で、年間の観光客数も1300万人を突破する勢いというふうに聞いております。

一方で、県の財政状況は非常に厳しい状況でもございます。今回は、県債に、県の借金に注目して質問をさせていただきたいと思っておりますが、まずは県債の推移をごらんいただきたいというふうに思います。

（パネルを示す）こちらは、平成13年から27年までの三重県の県債、つまりは県の借金残高の総額と、県民1人当たりを示したグラフでございます。

現在、平成24年度決算の状況を見ますと、1兆3000億円という規模、そして、1人当たり直しますと70万円を突破したという状況でございます。私

はいつも感じるんですが、経済成長率が鈍化しておるし、高齢化が進んでいる一方で、借金のスピードのほうが非常に速いということで懸念をしております。

先日11月27日、議員研修会で法政大学の廣瀬克哉教授から、夕張市破綻の原因の一つに人口減少スピードと行政サービスのアンバランスという話がありました。夕張市は、半世紀前、1960年ごろまで炭鉱のまちとして栄えてきましたが、そのときは人口が約12万人というところでしたが、その後は、炭鉱産業が衰退して、スキー場などリゾート展開をしましたが、多くの借金を抱えるという状況になり、財政破綻に陥りました。そのときの人口は1万人強というふうに言われております。約12万人いた人口が1万人、そして、現在では、もう1万人を切ったという状況であります。

誰しもがこのような急激な変化は想定できなかったという反面、身の丈に合った行政サービスを真剣に検討する場は多々あったと思います。雪だるまのように国も地方も借金が急速に増加していることに大変危惧を感じております。そして、問題なのは、借金の性質が、もはや臨時ではない臨時財政対策債に依存しているということになります。

(パネルを示す) もう一つのフリップをごらんいただきたいと思うんですが、こちらは、平成25年度一般会計の当初予算であります。歳入6749億円のうち、自主財源は46.3%、依存財源は53.7%となっております。その依存財源53.7%のうち、県の借金で補填しているのが18%、そして、左側の円グラフは、県の借金の内訳でございます。半分以上の53.8%が臨時財政対策債に頼っているということになります。

ここで、少し、臨時財政対策債、臨財債といいますが、その説明をさせていただきます。国も財政事情が逼迫しており、地方交付税の財源が不足しています。そのため、地方交付税として交付すべき財源を穴埋めするため三重県が借金を負うという形となっております。形式的には、償還に要する費用は後年度の地方交付税で措置されると言っておりますが、このまま国に依存し続けてよろしいのでしょうか。

私は、先ほどの夕張市の破綻の話ではございませんが、三重県もいち早く身の丈に合った行財政改革を加速しなければならないと強く思っております。臨財債を安易に地方交付税の代替財源と見て差し支えないような考えでは、到底三重県財政は好転しないと思っております。

県債残高に占める臨財債の比率を見ますと、小泉改革のあおりを受けて、平成13年以降は、年々臨財債は増え続けております。そして、いずれ近い将来、このままいけば、平成30年ぐらいには、建設地方債と逆転するというふうに思われます。県といたしましても、このような危機的な財政状況に鑑み、総務省に毎年申し入れを行っているというふうに伺っていますが、その方策、その効果についてはいかがでしょうか。もはや臨時ではない現在の臨財債の制度を黙認してもよろしいのでしょうか。もう少し改善対策、国への働きかけなどを積極的に明示していただきたいと思いますが、御見解をお伺いいたします。

〔稲垣清文総務部長登壇〕

○総務部長（稲垣清文） 臨財債についてのお尋ねでございます。

改めての話になりますけれども、臨時財政対策債は、地方財政の収支不足の補填措置といたしまして、地方交付税に振りかえて発行される地方債でございます。将来の元利償還金は、全て後年度の地方交付税の基準財政需要額に算入することとされておまして、各地方公共団体の財政運営に支障が生じることのないように措置されたものでございます。

また、臨時財政対策債は、そういう意味からして実質的に地方交付税であると考えておまして、標準的な行政サービスのいわゆるナショナルミニマムの提供に必要な最低限の財源保障であろうというふうに考えております。

それに加えまして、本県の現在の厳しい財政状況を考えますと、臨時財政対策債をやはり計画どおりに発行せざるを得ないという状況にあるというふうに考えております。

とはいえ、議員からも御指摘がありましたけれども、現在のように恒常的に地方財政の収支不足がある中で、地方交付税の本来の役割であります財源

調整機能と財源保障機能が適切に発揮されるためには、臨時財政対策債による財源措置等によらず、本来は、やはり、地方交付税法第6条の3第2項の規定に基づきまして、交付税財源となる国税の法定率を引き上げることが望ましいと考えております。そういったことから、毎年春と秋に行っております国への提言・提案の中におきましても、そういったことが課題であるとしてきたところをございまして、特に先月行いました、平成26年度国への提言・提案におきましては、提言として具体的に明記をさせていただいたところをございます。

そうした動き、考え方は、国においても最近において見られておりまして、11月28日に行われました神野直彦東京大学名誉教授を座長といたします地方分権改革有識者会議で、地方分権改革の総括と展望、中間取りまとめ、これは案でございますけれども、そういったものが示されております。その中で、国・地方ともに厳しい財政状況の中ではあるが、法定率の引き上げを図り、臨時財政対策債に依存する現状から脱却する道筋を立てるべきであると、このように記載をされております。

本県といたしましては、こうした動きにも注視しつつ、今後とも法定率の引き上げを国に対して働きかけてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔1番 下野幸助議員登壇〕

○1番（下野幸助） 御答弁ありがとうございました。総務部長から、臨財債はナショナルミニマムだというお話がありましたけれども、そうはいつでも、まだまだ行財政改革を私は進めていっていただきたいと思ひますし、法定率の引き上げにつきましても、まだ、今年度から具体的に言っていたというふうに聞いておりますけれども、なかなか時間がかかるとも私は推察いたします。ですので、年に1回という申し入れと聞いておりますけれども、たびあるごとに、やはり国への強い働きかけをお願いしたいと思ひますので、よろしく願ひいたします。

そして、もう一つ、厳しい財政を示す中で今後の県民負担を示す将来負担

比率についても、年々悪化しておるということで危惧をしております。

(パネルを示す) こちらのフリップは、将来負担比率、三重県では県民負担となる負債残高等比率と言っておりますが、その推移を見てみますと、平成19年、185.9%という比率で全国的には上位6位だったこの状況が、平成23年には17位、そして、平成24年、これは速報値ではございますが、200%を超えて、さらに順位を落として21位というふうになっております。

この件につきましては、本年3月に一般質問で知事にも質問させていただきました。その際、前向きに頑張っていくというふうなお答えをいただいておりますが、各県非常に厳しい財政でありますけれども、三重県の相対的な順位が落ちているということに大変危惧をしております。三重県の次世代の子どもたちのためにも、県としてもこれ以上財政負担を先送りしないよう改めて将来負担比率の軽減についてさらなるスピード感を持って取り組んでいただきたいと思います。改めて知事の御所見をお伺いいたします。

また、知事は、公約で臨時財政対策債を除く県債の減少を掲げておられますけれども、先ほどから言っておりますように、借金の主流が臨財債となっている状況の中で、県民の立場からすると将来の負担増も大きく寄与します。その点も含め、2点御答弁をよろしくお願いいたします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 2点御質問いただきました。

まず1点目は、県債の関係でありますけれども、県債を含めての将来世代にどういうふう三重県財政を健全に引き継いでいくのかということ、1点目と、2点目は臨財債のことでありますけれども、まず1点目ですが、私としましては、将来世代に負担を先送りしない、持続可能な財政運営が肝要と考えています。そのため、県債発行の抑制に配慮した予算編成を行っていくということ、それから、オールインワンシステムの一環である新しい予算編成プロセスを円滑に運用することで、これまでの事業の成果を検証しつつ、県民ニーズや社会経済情勢の変化等を踏まえた事業の優先度判断を行っていくということ。加えて、徹底した事務事業の見直しとさらなる歳入の確保に努

めるなど、三重県行財政改革取組における財政運営の改革に引き続き取り組んでいくということだと思います。

とはいえ、行財政改革をしっかりとやっていきますけれども、節約節約というだけで、地域を活性化するための支出というのも優先度を決めて行わなければ、地域経済が低迷し、高齢化による財政負担が増えて、負のスパイラルに陥って、結果、将来の三重県民に対してツケを回してしまうということになる。また、災害から、下野議員もよく質問でおっしゃっていただきますが、海岸堤防などもそうですけれども、災害から命を守るというような取組をおろそかにすると、それも将来の三重県民にツケを回してしまうということになる。

したがって、そのような観点から、真に必要な支出はしっかりと行い、将来の三重県を活力したのものにして、その入りも確保できるような形で次世代に譲り渡していくということが重要だと思っていますので、以上申し上げたようなことが、将来の三重県民に健全な財政を引き継いでいくためになすべきことであると考えております。

それから、臨財債のことでありますが、私の公約でというふうにおっしゃっていただきましたが、もうこれは既に三重県行財政改革取組において議会にも説明させていただいて、三重県全体の方針としてやっていますので、その点は誤解なきようにしていただければと思いますが、その上で、臨財債については、総務部長が申し上げましたとおり、実質的に交付税であるということ、厳しい財政状況で起債せざるを得ない状況であるということ、法定率の引き上げを引き続き国に働きかけていくということだと思いますし、今、交付税の部分については、御案内のとおり、経済財政諮問会議とかで、リーマンショックの後の別枠加算という緊急時のものを廃止すると、1.5兆円ぐらいあるんですけども、というような話になっています。なおさら地方交付税について厳しい状況にある中でありますから、まずそういう確保もしていけないといけないと思っていますし、1年に1回しか法定率の引き上げの話をしていないではないかということではありますが、その前提として、全

国知事会を挙げまして、地方交付税の総額確保ということについては常々申し上げさせていただいておりますので、いずれにしましても、引き続き、先ほど神野先生の部会の話がありましたが、法定率の引き上げについても真剣に検討してもらうように、そういう点についての提言は頻度を高めてしていきたいと思います。

〔1番 下野幸助議員登壇〕

○1番（下野幸助） 御答弁ありがとうございました。

働きかけを全国知事会とかでもしていただくというお話がございましたけれども、先月、11月12日に、議員派遣で、第13回都道府県議会の議員研修交流大会に出席をさせていただきました。その際、一番最初に、元岩手県知事で総務大臣の増田寛也さんからもこの臨財債の話題が上りましたけれども、何度も言うようですが、もう臨時という意味はなしていないということ、そして、地方はこれに依存症になっているということ、どこかで方向転換を働きかけていかなくちゃいけない、思い切った方向転換を働きかけていかなくちゃいけないということを述べられておりました。

誰もが今の仕組みはよろしいというふうには思っていないという状況でありますので、ぜひとも、相対的にも筋肉質な体から脂肪的な財政状況になっているということもございますので、積極的な行財政改革、そして、先ほど知事がおっしゃいましたけれども、負のスパイラルに入ってもだめだということも、もちろんおっしゃるとおりですので、メリ張りのあることで経営をしていっていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

以上、一つ目の質問を終わらせていただきます。

それでは、次に、三重県の介護保険制度に対する現状と健康寿命の延伸対策についてお伺いいたします。

まず最初に、三重県の高齢化の推移と将来推計について基本的なことをお知らせさせていただきたいというふうに思います。

（パネルを示す）こちらのフリップになります。もう皆さん、この議場の

中におられる方は御存じかと思いますが、2010年ベースで三重県の人口は185万5000人、そして、65歳以上の高齢者の方は44万7000人、その高齢化率は24.3%、今現在は大体4人に1人が65歳以上ということになっております。

そして、一番右は2040年を示しますが、今から27年後の姿でございます。27年後は、三重県の人口は150万人程度、そして、高齢者数は54万人、率でいいますと36%というのが推計で出ております。2010年と2040年を比べますと、大体35万人規模の人口が減少するというふうに見込まれております。35万人といえますと、三重県の最大都市の四日市市とそのお隣の菰野町を足したぐらいの人口規模になりますが、これぐらいの人口規模が27年後の2040年には減少するというふうに見られております。また、2035年には、高齢化率33.5%ということで、3人に1人が高齢者になるというふうな推計も出ております。

また、介護のことに着目して話しますと、2015年以降は、高齢者人口は50万人前半でずっと推移していくということになっております。この県内にお住まいの65歳以上の50万人強の皆様は元気に生活を送っていただく、また、要介護認定者を減少させるため、県としても積極的な政策展開をしていただきたいというふうに思っております。

(パネルを示す) 先ほど、大体50万人ぐらいの高齢者が推移していくというお話をしましたが、その中で、要介護または要支援の認定者というものは、大体、平成23年度で8万4000人ぐらいいらっしゃることになります。

また、その中身なんですが、下の表を見ていただきますと、全国平均に比べて、三重県は、要支援というよりは要介護のほうの比率が高い状況になっております。そういった現状を踏まえまして、なるべく全国基準に近づけるように、要介護よりは要支援、要支援よりは介護なしというような方向性で取組をしていかなければならないと考えております。

また、これも参考までなんですが、現在の介護保険制度の仕組みについて、厚生労働省の資料を参考に簡単に説明をさせていただきたいと思っております。

(パネルを示す) 平成25年度三重県当初予算の介護に対する全体の費用額というのは、ここに示されておりますように1516億円という費用がなされております。その費用は、まず、税金50%、保険料50%ということで、折半という仕組みで成り立っております。保険料は、被保険者であります加入者から、三重県の場合、65歳以上の第1号被保険者45万4000人の方が21%負担、また、40歳から64歳までの第2号被保険者62.5万人の方が29%を負担しているという仕組みになっております。また、税金の内訳は、市町12.5%、都道府県が基本的には12.5%、国が25%というふうになっております。一部施設等給付の場合は、国が20%、都道府県が17.5%、市町が12.5%という形になっております。

今、国会でも大きく取り出されているのは、自己負担のことも上げられております。1割負担というところがありますけれども、ここが2割負担、厚生労働省の諮問機関である社会保障審議会の介護保険部会で、先週、27日だったと思いますけれども、厚生労働省が示した介護保険制度の改革案が大筋で了承され、2015年度から高所得者層の介護費自己負担は、1割から2割に引き上げるという見込みになっております。

以上、このような介護保険制度において、三重県における介護費用と県負担の推移をおさらいで見ていただきたいと思うんですが、(パネルを示す)先ほど私が言いましたように、平成25年度当初予算は、介護費用全体は1516億円という規模になっております。県負担は、先ほど言いましたように、12.5%から17.5%の、この下の青の数字なんですが、平成12年度から始まった介護保険制度のときは、県負担が61億円でございました。そこから年々増加の一途をたどって、平成25年度当初では199億円という形になっております。県負担は、始まってからは3倍以上に膨れ上がり、金額ベースでは138億円の増加というふうになっております。

もちろん、下の表が示すとおり、県の負担もそうですが、被保険者の負担も3年に1度見直しということで増加をしております。65歳以上の方が支払う保険料は、第5期、平成24年度から平成26年度の3年間では、平均当たり

5314円というふうになっております。第4期に比べて2割以上の増加というふうになっております。

このような現状を踏まえ、最近、ここ数年で、県の負担も約10億円ずつぐらいのペースで上がっています。平成23年度177億円、平成24年度189億円、そして、25年度が199億円と、毎年10億円規模で膨らむ県の負担を軽減するためどのように対応をしていくのか、具体的な方策をお伺いいたします。

〔北岡寛之健康福祉部長登壇〕

○健康福祉部長（北岡寛之） 介護保険におきます県の負担増への対応ということでお答えさせていただきます。

いろいろと御説明いただきましたけども、介護保険制度が直面します一つの大きな課題は、高齢化が急速に進展する中であっても、サービスの質の確保や向上を図りながら、給付と負担のバランスをいかに確保していくかであるというふうに認識しております。

例えば、県においては、特別養護老人ホームの入所待機者数を減らすため、重点的に施設整備を促進しているところでございますが、このことは、一方では介護費用の増大につながっております。

このようなことから、県としましては、介護給付費を抑制するためには、高齢者が要介護、要支援となることを予防する取組が重要であると考えており、市町が実施する介護予防の取組がより効果的に展開されるよう支援しているところでございます。

一方、現在国においては、議員からも御紹介いただきましたけども、社会保障制度改革国民会議の報告を踏まえた介護保険制度の見直しが議論されており、この中では、一律1割の利用者負担を一定以上の所得者は2割に引き上げることや介護施設に入所する低所得者向けの居住費や食費の補助基準を見直すことなど、介護サービスの効率化、重点化が提案されております。

県としましては、引き続き市町の介護予防の取組を支援していくとともに、介護保険制度の見直しの動向を注視しながら、自治体にとって持続可能な介護保険制度となるよう国に対して費用負担割合の見直しなどの提言を行って

まいります。

〔1 番 下野幸助議員登壇〕

○1 番（下野幸助） 御答弁ありがとうございました。

いろんな政策を前に進めるという力強い答弁をいただきましたので、よろしくお願ひしたいというふうに思いますが、先ほどの一つ前のお話ですけども、（パネルを示す）これ、非常に大きな金額だというふうに認識していますし、お金だけじゃなくて、やはり、とりわけ65歳以上の方々が元気で生き生きしていただくことが、何よりもこれを提言するということになりますし、今、1500億円規模というのは、非常に私も、これ、実は自分が調べるまでは余り詳しい数字もわからなかったわけですけども、県の財政にも非常に大きなインパクトがありますので、対策のほうをよろしくお願ひしたいというふうに思います。

そこで、対策の一つといたしまして、介護を予防するために、基準の一つに、昨今、健康寿命というのが取り上げられております。長野県の松本市の例を挙げますと、松本市では、介護には無縁で、健康で自立した多くの皆様が生き生きと生活しているまち、赤ちゃんからお年寄りまで、健康で自立して明るく元気に過ごせるまちを築くために、市政の最重要政策として、健康寿命延伸都市・松本の創造プロジェクトを進めています。松本市では、健康寿命延伸都市のロゴマークを設けたり、松本市で世界健康首都会議を開催したりして、積極的に健康寿命の延伸対策を行っております。

本県におきましても、これからは、平均寿命を伸ばすということも大切ですが、健康寿命を意識した取組を積極的にお願ひしたいというふうに思います。

そこで、具体的な、本県のチャン法による平均寿命とサリバ法による健康寿命を御紹介させていただきたいというふうに思います。

（パネルを示す）三重の健康づくり総合計画ヘルシーピープルみえ・21におけるところが、健康寿命というのは、このような下の表に定義をしております、健康寿命は平均寿命から障がい期間を引くという計算式になってお

ります。上の表、三重県の場合、男性が、平均寿命が79.7歳、健康寿命が77.1歳、79.7引く77.1で障がい期間が2.6というふうになっております。一方、女性は、平均寿命が86.1歳、そして、健康寿命が80.1歳、障がい期間が6年というふうになっております。男性の場合2.6年、女性の場合6年というこの障がい期間をいかに今後三重県として縮めていくことが、県民の皆様にとって非常に大切なことでもあると思います。

この健康寿命を延伸するための政策につきまして、県といたしましてどのような御所見をお持ちかということをお伺いいたします。

〔細野 浩健康福祉部医療対策局長登壇〕

○健康福祉部医療対策局長（細野 浩） 健康寿命の延伸に係る取組につきまして御答弁させていただきます。

高齢化が加速する社会におきましては、いかに健康で長生きするかは重要な課題でありまして、先ほど来出ております、障がい期間を短くして健康寿命の延伸をしていくためには、健康づくりから病気の予防、早期発見、治療までの一連の健康対策を進めることが重要であると考えております。

このため、三重県では、昨年度に策定しました三重の健康づくり基本計画に基づき、健康寿命の延伸を目指した取組を推進しているところでございます。まず、がん、糖尿病などの生活習慣病対策としまして、疾病ごとに予防のための普及啓発を図りますとともに、特定健康診査などの受診率向上などの取組を進めることで、病気の予防、早期発見につなげております。

また、食生活の改善や運動習慣など適切な生活習慣を身につけ、県民一人ひとりが自らの日常生活を見直して、運動や禁煙など適切な生活習慣を形成することが重要でありまして、これらの取組を支援する観点から、健康づくり応援の店とか、たばこの煙の無いお店などの登録、それから、身体活動、運動に関するNPO、団体等と連携した啓発活動や情報発信などに努めておるところでございます。

今後、三重県としまして、県民が健康で自立した生活をより長く送ることができるよう、引き続きこれらの取組を行ってまいりたい所存でございます。

以上でございます。

〔1番 下野幸助議員登壇〕

○1番（下野幸助） 御答弁ありがとうございました。

先ほどの障がい期間を見ますと、三重県の場合、男性と女性の場合、大変開きがあったと思います。男性の場合は2.6年、そして、女性の場合は、倍以上の6年という形になっておりますが、そのこのところの対策といえますか、男女で同じように進めていくのか、女性のほうが期間が長いものですから、その点に関しまして何か特別な方策がありましたら教えていただきたいのですが、その点いかがでしょうか。

○健康福祉部医療対策局長（細野 浩） 確かに障がいの期間がちょっと男女で差がございますけれども、平均寿命そのものが男性、女性でもともと差がございますので、その点がちょっと障がい期間にも影響はしておるといふうには感じるところでございますが、やはり男性の場合と女性の場合で、医療にかかる関係の中身も変わってきますので、その辺の対策、がんでありますとか糖尿病、そういった対策で男女でも差が出てくるのではないかと、その辺を何らか取組の中へも、予防とか早期発見につなげていければというふうに感じております。

以上です。

〔1番 下野幸助議員登壇〕

○1番（下野幸助） これはあくまでも平均なんですけど、6年というのは非常に長い期間でもございますので、ぜひともそれを縮めていただくように、私も余り詳しくはわからないんですけども、女性の特有な病気とかあるかもわかりませんので、なるべく極力縮めていただきますようによろしくお願ひしたいと思います。

それでは、3点目の質問に移らせていただきたいというふうに思います。

みえライフイノベーションにおける県とM i e L I Pの連携についてということで質問させていただきます。

ライフイノベーションという言葉は、少し御説明させていただきますと、

医療、健康、福祉分野で新しい技術や考え方を取り入れて新たな価値を生み出し、革新的な医薬品、医療機器等の研究開発や製品開発を促進するもので、関連企業の活性化、企業立地の促進、雇用の拡大など、地域経済の活性化を目指すことをいいます。

みえライフイノベーション総合特区は、平成24年7月25日に指定されました。この総合特区は、平成14年度から三重県で取り組んでいるみえメディカルバレーの推進で構築された産学官民の連携体制を基盤に三重県内に整備されている医療系ネットワークを活用し、電子カルテを活用した病院・診療所間の患者診療情報の共有システム、CT画像やMRI画像、PET等の画像情報読影システムや乳がん検診情報などを統合した統合型医療情報データベース等を構築しています。このデータベースと研究開発コーディネート機能等を備え、三重大学内に設置されたみえライフイノベーション推進センター・Mi e L I Pセントラル及び地域の特色を生かした産業創出を支援する六つのMi e L I P地域拠点の設置と、企業が医療、健康、福祉分野に参入しやすい規制緩和策などにより、国内外の企業や大学、研究機関が三重県内で医薬品や医療機器等の研究開発を行う環境を整備しています。

今後、画期的な医薬品や医療機器等の創出等に伴う県内企業、大学等の活性化や県外企業、研究開発等の県内への立地を促進していただき、その結果、県内経済の活性化や雇用の拡大が期待されます。県の試算では、みえライフイノベーション総合特区で期待される経済効果は、平成28年度ベースで1914億円、うち県内が651億円、また、新規雇用者数は9051名、うち県内2419名と言われております。

そして、先ほど申し上げた六つのMi e L I P地域拠点といたしますのは、こちらのフリップなんですが、（パネルを示す）見ていただきますと、みえライフイノベーション総合特区のMi e L I P運営整備概要ということで六つの拠点が設けられております。一番上に、三重大学にMi e L I Pセントラルがありますけども、その下にMi e L I P津、伊賀、鈴鹿、多気、鳥羽、尾鷲という形になっております。

それぞれの拠点で研究開発がなされておりますけども、私の地元、M i e L I P 鈴鹿におきましては、鈴鹿医療科学大学の白子キャンパスにて医療機器や介護支援ロボットHALによるトレーニングが行われております。

ロボットスーツHAL福祉用の仕組みについて簡単に申し上げますと、人は、動かそうとするとき、脳から脊髄、筋肉へ神経が伝達されます。その際の皮膚表面にあらわれる微弱な生体電位信号を検知して、その信号に応じてモーターが駆動し、装着者に力を与えるというロボットです。

実は、昨日、鈴鹿医療科学大学の白子キャンパスを訪問させていただきました。このロボットスーツHAL福祉用による訓練視察、そして、実際に訓練している方々、また、スタッフの方々とも意見交換をさせていただきましたし、私も、ロボットスーツHALの一部を着用させていただきました。手にパッチみたいなのを貼って、電流を感知して自分が動かすと、ロボットも一緒に動くというすばらしいロボットなのですが、そこで訓練されていた人に1人お伺いしたところ、60代の男性の方だったんですが、20年前ぐらいに脳障害を負って、なかなか歩行が難しかったということでしたけども、1カ月程度、このロボットスーツHALをつけて訓練をしたら、一人でトイレやお風呂が、前まで行けなかったんですけども、行けるようになったということで非常に喜んでおりましたし、そのサポートをする何よりも奥様が、重たい旦那さんを背負って大変だったわという感じだったんですけども、この1カ月程度で、訓練で、本当に感謝していますといううれしいお言葉をいただきました。こういったうれしい一例は多々あるかと思うんですが、こういった地域発のライフイノベーションこそ非常に県民の皆さんは期待されているというふうに思います。

その反面、この県の支援が1年で切れるということもお伺いしております。ライフイノベーション関連の他県の動向をしてみると、神奈川県とか大分県などでは2年スパンの支援をされているというふうにも聞いておりますし、医療分野、福祉分野の研究開発というのは、まだまだ、立ち上げから認知、そして、利用者に使ってもらって販路拡大まで行くというのが時間を

非常に要する特性もございます。このような状況の中で、県と継続的な地域拠点のMi e L I Pの連携を引き続きお願いしたいと思いますが、県の御所見をお伺いいたします。

〔北岡寛之健康福祉部長登壇〕

○健康福祉部長（北岡寛之） ライフイノベーション総合特区におきますMi e L I Pの取組でございますが、議員からいろいろと御紹介いただきましたけれども、昨年に指定を受けました総合特区におけるMi e L I Pでございますが、この拠点となるMi e L I Pは、経済産業省の支援によりまして本年9月に実質的には設置されまして運営が開始されたところでございます。県内6カ所に設置されているわけでございますけれども、この6カ所では、それぞれ、大学や関係市町、企業等が一体となって製品開発等に取り組んでいるところでございまして、例えば、先ほども議員から御紹介いただきましたMi e L I P鈴鹿や伊賀では、介護や看護の支援ロボットの開発、あるいは多気、鳥羽、尾鷲などでは、地域資源を活用した医薬品や化粧品等の創出を目指しております。

また、それぞれのL I Pでは、連携機関会議とか研究会、それから、セミナー、フォーラムあるいは展示会等の開催や専門家の派遣等による販路開拓の支援に取り組んでおりまして、県も支援しながら対応していきたいと考えております。

それから、今回運営しております経済産業省の補助金でございますけれども、これは単年度事業でございますので、来年度も引き続き支援を受けられるように、現在、国と調整をしているところでございます。

〔1番 下野幸助議員登壇〕

○1番（下野幸助） 部長の御答弁ありがとうございました。

来年も引き続き経済産業省のほうにお願いをしていただきまして、支援をしていただきますようによろしくお願いしたいと思います。

二つ目の質問に関連するんですけども、介護の方々も減ることはございません。増えていくという状況の中で、このような医療、福祉分野の研究開発

を進めていくという両輪でお願いをしたいというふうに思っていますので、ぜひともよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、最後の質問に移らせていただきたいと思ひます。

技術立国「日本」、ものづくり立県「三重県」を支える中学・高校の教育環境（工業分野）の促進についてお尋ねをいたします。

今年8月4日に、鈴鹿サーキットにおきまして中学生による電気自動車レース中学生エネワングランプリが開催されました。鈴木知事にも現場に足を運んでいただきまして、生徒たちにエールを送っていただきました。本当にありがとうございました。

中学生エネワングランプリでは、乾電池40本を自動車に積んで、それだけで鈴鹿サーキット3周を走るという電気自動車のレースでございますが、中学生たちが自分たちでつくって、そして、レースも体験するというこゝで、知事も現場の生徒たちを見て、生徒の輝きを見ていただいたというふうに思ひます。

地域産業の理解を通じて、中学生には、高校生あるいは高専生と連携をしてエネワングランプリのような実践的な取組をとっていただきたいというふうに思ひますし、そういったことが子どもたちの未来へのロードマップを描く上で大変参考になるものだと認識しております。

また、三重県にとっては、自動車産業を主体とするモビリティ産業、工業用、医療用のロボット産業の技術も高度化しておりますし、そういったことに関連する技術者の育成といった面でも、中学生、高校生からの教育が大変重要になってくるというふうに思ひます。

5月15日の毎日新聞で、百五経済研究所の堀江氏が、このエネワングランプリに関して、明日の自動車関連産業に向けてと題して、三重県は、自動車産業振興を目指した技術高度化のための研究会などを実施しており、さらに子どもたちに自動車産業への関心を持ってもらう試みとして大変すばらしい中学生エネワングランプリを実施していただいた。今後の技術展望と人づくりを見据えた取組として県内の自動車関連産業の発展につながることを期待

している、というふうにも述べられております。

また、三重県の企業数は6万433社ありますし、そのうち99.8%が中小企業、三重県の従業者数約44万人、そのうち86.3%、約38万人が中小企業の従業員となっており、これは全国平均の66.2%と比べて三重県型の未来産業人材育成が必要だというふうにも認識をしております。

三重県におきましても、県立工業高校を対象としたテクノドリームフェア、高校生フェスティバル等でソーラーカーや電気自動車などものづくりに対する展開をされておりますが、このような取組に関し、私は中学生との連携が必要であると強く感じております。学校教育、地域教育、家庭教育のバランス感覚を養い、未来産業の人材育成事業を行っていくためには、高校生の枠組みに中学生も実践的に参画する機会を創出することが極めて重要であり、工業分野での中学生、高校生の教育環境の促進が必要であると考えますが、県の御所見をお伺いいたします。

〔山口千代己教育長登壇〕

**○教育長（山口千代己）** 中高が連携したものづくりについての質問にお答え申し上げます。

三重県の地域産業の活性化には、教育分野においてもものづくりを担う人材の育成が極めて大切であると考えております。このことから、キャリア教育の視点から、小学校においては、子どもたちがものづくりの現場を見て、地場産業を知る学習が行われております。

また、中学校の技術家庭科においては、実践的、体験的活動が重視されていることから、ロボットやスピーカー、LEDを使った電気スタンド、太陽光発電を利用した充電器などの中から、生徒が興味ある内容を少なくとも一つ選択し、製作することで、ものづくりの楽しさを実感する学習が行われております。

県内の工業高校においては、高校生が中学校に出向き、中学生と一緒にエンジンや電子回路の組み立て、溶接や測量、木工品や消しゴムの製作などを行う、様々な出前授業を実施しているところでございます。

また、議員からも紹介がございましたが、三重県高等学校教育研究会が中心となって、産業教育フェアやテクノドリームフェアにおいてロボット競技や省エネカーの製作・競技により、生徒たちが切磋琢磨する中で、自らのスキルを磨き、技術の向上を図るとともに、ものづくりに対する興味、関心を高めているところです。

県教育委員会といたしましては、今後とも、高校生が小・中学生を対象としたものづくり講座などを企画立案し、実施することで、チャレンジ精神や目的意識を育むとともに、企業や関係機関と連携した就業体験などの機会を設け、ものづくり立県である三重県を支えるような人材育成の基盤づくりを進めてまいりたいと思います。

〔1番 下野幸助議員登壇〕

○1番（下野幸助） 御答弁ありがとうございます。

先ほど言いましたように、県としては、テクノドリームフェアとか高校生フェスティバルでも中学生も呼んでやっていたというふうなお話がありましたけども、いろんな形で、それに限らず機会の創出をお願いしたいというふうに思いますし、先般、先週の日曜日に私は東京モーターショーに行ってきました。その隣に、地元三重県からは鈴鹿高専の生徒さんたちがロボコンを披露しておりまして、お客さんはほとんど小・中学生だったわけですね。やはりそういった技術に対するまなざし、子どもの目というのは非常に輝いておりまして、そのときからやはり参画することが将来の子どもたちのものづくりの人材を育成する過程では非常に大切ではないのかなというふうに思っております。

私も、学校が工業系だったものですから、ものづくりに対する思いというのは非常に大切だなと思っておりますし、やはり現場で体験するということが何よりも大切だと思っておりますけども、最後に、中学生と高校生、より一体としてこういった学びの場を創出していただくことについて、最後に知事に一つ御所見をいただきたいというふうに思います。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 下野議員におかれましては、本当にものづくりに臨む若者たちをいつも応援していただきまして、ありがとうございます。

私は、企業誘致とかをやっていると、外資系の社長、例えばドイツ人の社長とかから、三重県の高校を卒業した、工業系などを含めものづくりの人材は非常に優秀だと、英語がもうちょっとできればいいとは言われますけれども、非常に優秀だというふうに使われています。ということは、それは一つ三重県の強みでもありますから、そういう部分の裾野をもっと広げていくという意味では、中学生においてもものづくり体験をしていくということも重要だと思います。

先般、私も、先ほど御紹介いただいたエネワングランプリ、これも、中学生のチームも、みえサイエンスネットワークで参画させていただきました。彼らは、きっと、F1で走るコースを走れたということで、非常に成功体験と今後の学習意欲あるいは目的意識というのが強くなったというふうに思っています。そういう意味で、これから学校教育の場だけじゃなくて、企業にも働きかけなどをして、そういう機会を、特に体験のできる機会を創出できるようにこれからも引き続き取り組んでいきたいと思っています。

〔1番 下野幸助議員登壇〕

○1番（下野幸助） 力強い御回答ありがとうございました。地元の企業とも連携して、ぜひとも中学生、高校生、連携して、技術の場、現場の体験の機会を創出していただきたいというふうに思います。

さて、最後に、今年も、本日から3週間後にもうクリスマスということ、そして、4週間後にはもうお正月を迎えるという季節になりました。これからパーティーとか忘年会で飲酒の機会が増えるというふうに思いますけども、三重県では、今年6月に三重県飲酒運転0を目指す条例が可決されまして、来年1月1日からはアルコール依存症に関する受診が義務化されるということでもありますので、県民の皆様には飲酒運転は絶対に避けていただき、楽しい年の瀬にさせていただくことを心から祈念申し上げまして、私の質問を最終させていただきたいというふうに思います。ありがとうございました。

(拍手)

○副議長(前田剛志) 41番 舟橋裕幸議員。

[41番 舟橋裕幸議員登壇・拍手]

○41番(舟橋裕幸) 新政みえ、津市選出の舟橋でございます。一般質問最後ということになりました。久々に登壇をさせていただきましたので、質問させていただきます。

午前中に既に岩田議員のほうから水田農業一般についての御質問がありました。私のほうは、来年度の農林水産省のやっぱり一つの目玉事業であります農地中間管理機構に絞って、まず1点目、質問させていただきたいと思っております。

安倍内閣は、成長戦略の一環で、農地の8割を担い手に集積する目標を掲げ、そのための農地中間管理機構の創設を打ち出しました。分散している農地を県段階の機構が借り受け、大きく面的にまとめて担い手に再配分としています。それに伴い、来年度、農林水産省の概算要望で、都道府県段階に整備する農地中間管理機構関連予算として、同機構による集積・集約化活動費1039億円を新規に措置、機構による農地の借り受け、貸し付けと連帯した農地の大区画化、汎用化を行うための予算や、荒廃した耕作放棄地を再生利用するための取組を支援する耕作放棄地再生利用緊急対策交付金などを含めると1500億円余を求めています。

農地中間管理機構は各都道府県に設置し、毎年度、事業計画や事業報告書を知事に提出することを義務づける。有識者による評価委員会が事業評価をする。機構から農地を借りる農家や企業は公募とし、貸し出し先の選定方法は、業務規定を設けて、知事の認可を得るほか、公表を義務づける。農地の出し手から借り受けた農地を必要に応じて基盤整備し、まとまりのある形で受け手に貸し付ける。農地の受け手と出し手及び地域ぐるみの取組に対する支援金を創設する。耕作放棄地対策では、農業委員会が所有者に機構への貸し付けを促す仕組みを設ける。所有者がわからない場合は、公告した上で、知事が機構に利用権を設定できる。農地台帳をつくり、インターネットで公

表する。借り手が見つからず、機構に農地が滞留するのを防ぐため、利用が見込まれる区域で重点的に制度の活用を促し、一定期間借り手が見つからない場合は所有者との賃貸契約を解除する。昭和45年より続いた農地保有合理化法人を廃止し、農地売買等事業や農地信託事業は機構へ継承されると聞いております。

確かに、米を取り巻く環境は大きく変わりました。米価格は、平成7年に60キロ2万1000円のと時から、平成22年、1万3000円に下落し、食生活の変化に伴いまして、米の消費量も、昭和37年、1人1年間117キロから、現在は56キロへと半減をしています。そこへT P Pの交渉参加で、米農家の競争力をつけなければ農業の再生は難しくなっています。減反では米の価格下落をとめ切れない現状から、午前中にも話がありましたけども、40年余り続いた減反を5年後に廃止するとの政府の政策転換もわかるような気がいたします。

しかし、このたびの農地中間管理事業により、農地が大型農家へ飛躍的に集積され、競争力のある農業への再生可能かと考えますと、いささか疑問であります。そこで、幾つかの質問をさせていただきます。

まず第1に、農地中間管理事業に対する知事の所見をお伺いします。

耕作放棄地は、今、滋賀県の面積に匹敵する約40万ヘクタールまで広がっています。新制度においては、相続の際、登記がされていない土地や、土地の共有者全員の同意を得ずして賃貸が可能となったり、農地情報をインターネットなどで手に入れることができるなど期待される場所もあります。農地中間管理事業が実施されることにより、知事が考えるもうかる農業にどの程度貢献できるかお伺いをいたします。

第2に、農地中間管理事業と従前の農地保有合理化事業との違いをお聞きます。

農地保有合理化事業でも類似の事業を行ってまいりましたが、農地保有合理化事業の問題点や限界は何であったのか。

また、その課題は今回改善されているのかお伺いをいたします。

第3に、従来の農地保有合理化法人の役割を三重県農林水産支援センターが担ってきましたが、新制度で各県に設置する農地中間管理機構をどこに担わせるのかお伺いをいたします。

農地移動の方向づけは、公共公益的な業務です。また、新制度においては、従来に比べ、農地の借り受け、貸し付けや管理業務、事業評価委員会の運営など業務量が大幅に増大することが予想されますとともに、きめ細やかさが求められます。機構や評価委員会はいかなる規模や性格の組織となるのでしょうか。

加えて、機構の制度設計においては、地域の合意と調和を基本とすべきであります。これまで、農地の約半分を担い手に集積してきた市町村、農業委員会、農協などの推進主体と機構との役割分担や連携についてもお伺いをいたします。

第4に、地域農業の健全な発展を阻害しないことが農地の借り受け希望者を選定する際の必須条件と考えます。今回の制度は、地域の中核的農家や農事法人と企業が同等・平等に受託者の応募を行うとしていますが、企業誘致と異なり、地域との共生、連体が農業には大変重要であります。地域の土地の事情、人間関係を鑑みて、受け手と出し手の発掘が必要となります。

他地域の企業が参入する際、地主に心の機微に触れる対応ができるのでしょうか。また、短期間で受託を放棄することがないように契約内容に明記することができるのでしょうか。大手企業と地域農業者が本当に対等の賃借の競争になり得るのか。また、地域外の企業が借り手となって、地域とのトラブル解消は誰が担うのか。企業がいいとこ取りだけをするような制度になっていないのか、お伺いしたいと思います。

最後に、耕作不利地域の中山間の農業をどのように守っていくかお伺いいたします。

従来は、中核農家や農事法人が規模拡大のため、条件不利地の中山間でも農地の受託を行ってきました。今後、受託農家は新制度により、平たん地を受託したほうが有利となり、受託者の規模の限界を超えた際は、中山間の農

地を無理してでも受託していた受託者が減少するのではないかと考えます。

機構は、農地の利用の効率化及び高度化が効果的に促進されると見込まれる地域において重点的に事業を実施するとあります。今後、ますます効率化、高度化が見込めない中山間地の農地の荒廃が予想されますが、中山間地の農地の流動化促進策や流動化できない農地での農業をどのように守っていくのかお伺いしたいと思います。

リードの部分で機構の様々な役割や何やかは申し上げましたので、重複を避けた形で簡潔に御答弁いただきますように。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 農地中間管理事業がもうかる農業にどの程度貢献できるのかということでございます。

まず、前段としましては、もうかる農業の取組状況を少し申し上げますが、県内農業は、農産物価格の低迷やグローバル化の影響など厳しい状況に置かれており、もうかる農業を実現するためには、消費者のニーズに応える新たな価値や市場の創出を通して収益力の高い農業を展開していくことが喫緊の課題であると考えております。

このため、みえフードイノベーション・プロジェクトによる売れる新商品の開発や大都市圏での販路拡大などに取り組んでいるところであり、この結果、6次産業化など経営の多角化に取り組む担い手農家や集落営農組織も生まれてきています。さらに、こうした農業者が経営を発展させていくためには安定的な経営基盤の確保が重要であり、優良農地の確保や担い手への農地の集積を進めていくことにより、効率的な農業経営の実践を支援していく必要があると考えております。

さて、農地中間管理機構でありますけれども、先ほど議員から御紹介がありましたとおりであります。我々としては、農地の出し手と受け手の間における中間保有機能を強化し、受け手となる担い手農家等へまとまった農地を集積することでその経営発展を支援する制度となっておりますので、基本的には、本県が目指す施策の展開方向とマッチした制度であると認識しています。

現時点では、農地中間管理事業は国会で法案審議中であり、制度の運用やその効果については不透明な部分もありますが、当事業の効果的な実施により、農地の集積や農業経営体の育成による効率的な農業経営を実現し、収益力の高い農業の基盤づくりを進めるとともに、みえフードイノベーション・プロジェクトなど本県が実施している諸施策と連携させることでもうかる農業の実現に向け貢献できるよう取り組んでまいります。

〔橋爪彰男農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（橋爪彰男） 私のほうからは、あと4点、御質問いただいた分について順次答弁させていただきたいと思っております。

まず1点目は、農地保有合理化事業、これまでの事業の課題と、今後その課題にどういうふうに機構をつくって対応していくのかということについてですが、これまでの農地保有合理化事業は、農地売買を主体として行われてきていますが、中間保有の長期化による地価下落とか管理費用の増大などのリスクが生じてきています。このため、農地の受け入れが消極的になることや、まとまった面積の農地を売買することが困難になっているなどの課題があります。

これに対しまして、中間管理事業ですが、農地の貸借を主体とし、農地の管理費用に対し財政支援を行いリスクを軽減するとともに、受け手となる担い手を公募するという事で農地集積を積極的に行っていく制度とされているところです。また、これによりまして、まとまった形での農地貸し付けが期待されているところです。

次に、本県における農地中間管理機構をどこに担わせるのかということと、これまで保有合理化法人以外に集積に関与してきた市町とどう連携をとということですが、中間管理機構の指定に当たりましては、県が基本財産の額の過半を拠出する財団法人であることなどの指定要件を満たす必要があるということになっています。

このことから、県域を対象とし、市町や農協などの関係機関と連携して、農地集積事業をこれまで担ってきた公益財団法人三重県農林水産支援セン

ターを念頭に置いて準備を進めているところです。

農地中間管理機構の組織体制ですが、法律成立後に制定される政省令とか国の予算状況等を踏まえながら、早急に今後検討していきたいというふうに思っています。

また、機構は、県内全域にわたって農地集積事業を行うことから、地域の実情に精通した市町、または農協などに業務の一部を委託することも検討しておりまして、組織の円滑な運営に努めるよう指導してまいりたいというふうに考えております。

3点目ですが、企業参入について、いろんな課題もあるがどのように対応していくのかということです。

これについては、本県におきましては、建設業者であるとか福祉事業所が農業に参入し、地域の貴重な担い手となる事例も生まれてきていることから、今後も、企業などの農業参入を促進していくということが重要だと考えております。

しかしながら、企業の参入に対しましては、安易に撤退しないかなどの不安の声もあることから、地域との調和に配慮していくことが大切だと考えております。

農地中間管理事業では、農地の出し手と受け手の希望条件を十分把握するとともに、貸付先の決定に当たりましては、機構が農地利用配分計画を定め、それを県が認可、公告するということになっております。また、先ほどもおっしゃられましたが、適正な農地利用が行われない場合には機構が貸借権を解除できるという、こういう仕組みともなっております。さらに、機構は、農地中間管理事業に関する相談、また、苦情に応じるための体制を整備していくことというふうになっております。

このように、農地中間管理事業の実施に当たりましては、市町とも連携して地域の不安を招かない仕組みを講じていくこととされていますので、事業の適切な運営にあわせて地域の合意形成を重視した農業の展開が図れるよう努めていきたいと考えております。

最後に、中山間の地域でどのように農業を守っていくのかということですが、中山間の地域では、平たん地域に比べ営農条件が不利でありまして、地域内に担い手農家が少ないこと、高齢農家や土地持ちの非農家が多いことなどから、耕作放棄地の解消や生産基盤整備への合意形成が難しいという状況にあります。

このため、規模縮小や離農する農家の農地をどのように担い手に集積するのか、また、担い手となる農家がどのような経営を実践していくのかが地域の農業を守っていく上で課題となっております。県としましても、このような地域における担い手の確保を図るため、隣接する集落間の連携の場づくりなどにより、広域的な人・農地プランの作成、また、集落営農組織の育成のための支援を行っているところです。さらに、集団的な利用を目指した農地の借り入れ、また、中間保有、受け手となる担い手の公募など、農地中間管理機構の機能を生かしまして、望ましい地域農業の実現に向けた合意形成を積極的にサポートできるよう検討していきたいと考えております。

〔41番 舟橋裕幸議員登壇〕

○41番（舟橋裕幸） 農地は農業生産の基盤であります。同時に、地域の貴重な財産でもありますし、日本の原風景ですよ。そういった意味で大切にこれからもしていきたいというふうに思います。

一方、日本の農地というのは、歴史的な経緯もあるんでしょうけども、全国で5100万筆に分かれているそうでして、具体的には1ヘクタールで11筆という、まだ小さな小さな区画が現状でございます。

確かに、そういった意味で農地の適正利用の調整には、地域レベルで、顔の見える信頼関係の構築と農地の所有者などの理解と協力を得るための関係者、関係機関の運動が欠かせないと思います。三重県農林水産支援センターに担わせる、そして、市町と十分連携をとってやっていっていただきたいなというふうに思っています。

ただ、それだけじゃなくて、水稻作付前の、例えば用排水路の整備の問題、それから、作付中の用排水の管理、そういったように水を中心とした共同体

組織でもあります。先ほどというか、午前中に岩田議員が、ローソンのCEOの新浪さんの話をしていました。彼は、この機構についても、政府の産業競争力会議農業分科会で、農地は集落のものという考え方を乗り越える必要があると主張し、貸し付けの基準を明確にし、競争力のある企業などに優先的に貸し出す仕組みを求めているんです。しかしながら、コンビニエンスストアが出店する際に、工業の立地じゃあるまいし、環境アセスメントも必要じゃありません。立地されてから、周辺の近隣との調整やとか、様々な心の機微に触れるような関係の構築もする必要がありません。どちらかというところ、相手のコンビニエンスストアのところへぶつけるような形で立地をし、もうからなければ撤退をしていくというようなコンビニエンスストアの出店の状況を見た際に、果たしてその考え方で今の日本の農業を語っていただくのは非常に危険じゃないかなというふうに思っています。

確かに、もう今、農家だと地域だけで農業を守れるものではありません。企業の力をかりなければ、今後の日本の農業は立ち行かないということは十分に理解をします。しかしながら、そういった新浪社長の考え方のような形で参加をいただくと、私たちは少々心配であるわけでございます。農地の地主や農業者、そして、農村地域は、もうからなくても農地や農村地域を守っていかなければなりません。地域営農組織や小規模農事法人と企業を同じ土俵に上げることが本当に平等と言えるかなということを危惧しています。

確かに、先ほど知事から答弁がありましたように、まだこの機構の制度はこれから始まることでありますし、具体的などころが見えておりませんので、そういった農家の心配、私が申し上げた心配が現実のものにならないような形での施策を進めていっていただきたいなというふうに思っています。

もちろん、中山間地の農業、農村らしい景観の形成、水源涵養、貯水機能による防災効果など多面的な役割を果たしているのはもう御案内のとおりであります。機構が、農地の利用の効率化及び高度化が効果的に促進されると見込まれる地域において重点的に事業を実施した場合、中山間地の切り捨てにならないかなということを心配しておりますので、県として十分な対応を

お願いしておきたいと思います。

ところで、三重県の農地の集積率が、現在、3割強というふうに伺っています。政府によりますと、10年先には農地の80%を集約するという目標を掲げております。また、今回の機構の知事権限というのは、随分強いものがあるのではないかとこのように推察しますと、知事は、三重県の現在の実情を鑑み、政府が言う80%まで行くのか、どれぐらいまで集約率を頑張っていくのかというお考えを聞かせていただきたいと思います。

**○知事（鈴木英敬）** この法案では、各県で農地中間管理事業の推進に関する基本方針というのをつくって、その中で10年間の農地集積の目標を立てなさいというふうになっています。

先ほどまさに議員からありましたように、今うちは36%ぐらいなんですけど、全国平均が49%ぐらい。しかし、北海道が88%ということで、地域によって集積の度合いや農地にかかわる事情というのが全然違いますから、議員御指摘のように、まさに地域の実態に合わせた形でこれから目標設定を考えていきたいと思っておりますし、これまでの農地集積の経緯とか、あわせて、国がこういう農地中間管理機構ができることによってどれぐらい集積が進むという効果を見ているのかということ、それから、平成26年には、恐らく農地法の改正が、農地転用の権限のこととか、農用区域の中における規制緩和の関係とか、その法律改正とかも行われると思っておりますので、そういうあたりの情報を国から得た上で、いずれにしても、我が地域の実態に即した形での目標設定を関係者と相談してつくっていききたいと思っております。

〔41番 舟橋裕幸議員登壇〕

**○41番（舟橋裕幸）** じゃ、新年度から始まる事業でございますので、引き続き見守っていききたいなというふうに思います。

二つ目の質問をさせていただきます。

バイオマス系の廃棄物の再資源化への全般的な取組と下水道汚泥バイオマスの活用について伺いをいたします。

まず、バイオマス系廃棄物などにかかわる再資源化等事業化推進事業につ

いてお伺いします。

循環型社会の実現に向けたリサイクルの推進や地域の未利用資源を活用した自立・分散型エネルギー供給体制の強化等を目指し、平成24年から3カ年事業として、24年度に予備調査、本年度に事業化検討、来年度、実証試験実施のスケジュールで県は今事業を実施しています。

バイオマスの事業化といいましても、バイオマスにも、食物残渣、木質チップや農畜産の廃棄物、先ほどの午前の話でしたら、米も含まれてくるんだろうと思いますけども、木質チップを熱源にして利用した施設が松阪市内には稼働していますが、余りほかは三重県内で聞いておりません。そういった意味で、バイオマス系の廃棄物の再資源化についての取組の現状と今後の展望についてお伺いをしたいと思います。

時間がありませんので、続けてやります。

次に、下水道汚泥のバイオマスの活用による再生可能エネルギーの創出についてお伺いします。

原子力発電所の全てが稼働していない現在、エネルギー需要の逼迫に対する対応や地球温暖化対策のため、再生可能エネルギーの創出拡大は喫緊の課題であります。

国土交通省の資料を見ておきますと、下水道革新的技術実証事業として、下水道汚泥バイオマスを活用した発電技術の実証事業が予算化されています。これは、下水道汚泥バイオマスのエネルギー利用による発電技術を国が主体となって実証し、再生可能エネルギーの普及拡大を図ろうとするものです。現実には、東京、大阪をはじめ幾つかの都府県において、下水道汚泥燃料化プラントが稼働しています。お隣の愛知県においても、昨年3月より、衣浦東部浄化センターでプラントが稼働しています。

一方、三重県においては、県下の5流域下水道処理施設から排出される年間4万トン余の下水汚泥は、99%以上が太平洋セメント株式会社でセメント原料としてリサイクル処理されていますが、その処理費用に県は年間9億円近い支出をしています。今後、既存の流域下水道の受益地域の拡大や、新し

く、私の地元でもあります、志登茂川流域下水道が稼働すれば、もっと大きな支出になるのではないかと思います。

下水汚泥の資材としての利用は、全国的には順調に伸びていますが、下水汚泥の8割を占めるバイオマスの利用は3割程度にとまっています。農地利用やエネルギー利用を推進し、バイオマスリサイクル率を向上する必要があるのではないのでしょうか。

そこで、三重県として、バイオマスの燃料化事業、炭化事業プラントの導入により、多額の下水道汚泥処理費用を削減し、逆に有価として販売するお考えがないかお伺いします。

〔土井英尚県土整備部長登壇〕

○**県土整備部長（土井英尚）** 私のほうから、下水汚泥バイオマスの活用について答弁させていただきます。

先ほど言われましたように、三重県においても処理費を8億3000万円かけておりまして、流域下水道に係る維持管理費の23%を占める状況となっております。今後、下水道の普及拡大とともに、発生する汚泥量は年々増加し、流域下水道の汚泥処理費が増大することが予想されることから、健全で安定的な下水道経営を実現するためにも汚泥処理費の削減については重要な課題と認識しているところでございます。

このため、本県では、平成17年度に下水道汚泥の炭化処理による燃料化に関する事業可能性調査を実施したところですが、当時は、燃料となる汚泥の量が少ないため、スケールメリットが小さいということや受け入れ施設の設備投資に係る経費が大きいことなど、多様な課題が算出されました。このようなことで、具体的な事業化の検討には至らなかったということでございます。近年では、議員より御紹介いただきました、革新的なエネルギー利用技術等について、国が主体となり、実規模レベルの施設を設置して、技術的な検証を行う動きがございます。

このことから、今年度、本県においても、全国の取組状況を把握するため、都道府県を対象として下水汚泥のエネルギー化について調査を実施しており

ます。この結果、下水汚泥燃料化の割合は低いものの、導入に向けた取組を進める都道府県が増えつつあることが確認されておりました。

こういうことで、増え続ける汚泥処理費のコスト削減は下水道経営にとって重要な課題であることから、今後も、引き続き、国の先ほどのような動きの技術開発の動向や他県での実証実験などのような運用状況等を注視しつつ、汚泥燃料の受け入れ先の事業者の確保とか経済性などの研究を進め、三重県でのエネルギー利用などの事業可能性について鋭意検討を行ってまいります。

〔渡辺将隆環境生活部廃棄物対策局長登壇〕

**○環境生活部廃棄物対策局長（渡辺将隆）** 私のほうからは、バイオマス系廃棄物の再資源化に係る県の現状と今後の取組についてお答えいたします。

本県では、産業廃棄物の資源化率が、直近の平成22年度の推計値ではございますが37%と、全国の53%に比べて低い状況でございます。循環型社会の構築に向けて廃棄物の資源化を進めることが課題となっております。

また、バイオマス系廃棄物は未利用のものも多く、全国的にも再生可能エネルギーの利用拡大という観点からも注目されているところでございます。

こうした状況を踏まえまして、昨年度から、民間活力を生かした地域内循環の核となる事業化の促進ということで、総合的な支援に取り組んでいるところでございます。

昨年度は、地域の特性を考慮しまして、県内5地域でバイオマスの利活用に係る事業化の可能性について予備調査を行いました。この調査結果による事業化の効果であるとか実現可能性を考慮しまして、本年度は、津地域と鳥羽・志摩地域において、学識経験者や排出事業者、処理業者、行政機関等で構成します研究会を設置し、食品廃棄物などの有機性汚泥の固形燃料化や水産加工残渣等のメタン発酵によるバイオガス発電といった事業化について検討を進めているところでございます。

今後は、事業者間の連携でありますとか採算性など具体的な検討を進め、実証実験の実施までを総合的にサポートし、県内におけるバイオマス系廃棄物の利活用を促進してまいります。

以上です。

〔41番 舟橋裕幸議員登壇〕

○41番（舟橋裕幸） うるっとくるほどの御答弁ではありませんでしたけども、前向きにさせていただきそうでございますので。

平成17年のころに比べると、確かに、まず量が増えてきています。だから、それはもう増えるのはわかっているわけですので、それはクリアをしていく。同時に、イニシャルコストの問題、確かに要るわけですけども、ある面では行政が全部イニシャルコストを出すのではなく、他の自治体とか、それから、他のケースにおいても行われているPFIなんかが一番なじみやすいプラントじゃないかなというふうに思っています。

何か全国の状況を聞いておりますと、全国で10カ所ぐらいはプラントも稼働していますし、処理量としては、日量30トンぐらいのコンパクトなところから日量100トンぐらいの大きなものまでいろいろあるようでございますので、しっかりと研究をしていただいて、より9億円のコスト削減に向けた対策としての取組をしていただきたいというふうをお願いをしておき、次へ行かせていただきます。

三つ目の知的障がい者入所施設についてお伺いします。

国は、平成18年の障害者自立支援法施行以来、施設から地域へを掲げ、24時間体制でサポートを受けながら利用者が生活する入所施設の新設は基本的に行わず、最低限の補助を受けながら、ある程度自立した暮らしを地域の中で行うグループホームやケアホームの新設を進めてきました。

県も、これ以上入所施設の新設や定員増加はしない方針で、グループホームやケアホームで対応できる人が入所しているケースもあり適正化を進めていると国に従っています。

しかし、県内に全部で24ある知的障がい者施設の待機者数は、県障害者相談支援センターのまとめによると、平成24年4月1日で、昨年ですけども、404人が、本年、1年後4月1日現在では480人と、施策と反比例する形で増加しています。

基本的に、ケアホーム、グループホームは、ある程度の生活能力を持った軽度障がい者たちが、授産施設などで日中活動を行いながら地域の中で共同生活を送るための施設と想定されています。そのため、24時間体制で職員たちがサポートを行う入所施設と比べると、職員体制が薄く、特に夜間や土日などは行き届いた支援が難しいというケースが多く、大部分のケアホームやグループホームでは、重度の障がいを抱える人を受け入れることが難しい状況です。先日の一般質問においても、石田議員から重度障がいの加齢児のグループホーム、ケアホームへの移行の難しさが指摘もされていました。

さらに、保護者の高齢化もこの問題に大きくのしかかっています。重度の知的障がいを抱える人の場合、物や人などへのこだわりや自傷、徘徊などを伴うことがあり、体力が年々低下していく中、家庭内だけで我が子を支えることが難しくなった保護者が入所を希望するケースも多く、これは非常に切実な問題であると考えています。高齢者介護問題では、介護疲れによる無理心中まで発展することもそう珍しいことではありません。この問題も、放置し続ければ、そのような最悪のケースに発展する可能性もあります。県外では、自立支援法成立後も入所施設を新設したというケースもあり、現実に即した対応も必要ではないでしょうか。

こうした中、10月16日、県議会において、障がい者入所施設の拡張（新設）とさらなる質の向上を求める請願が採択され、同趣旨の障がい者入所施設の新設及び増設と更なる介護サービスの向上を求める意見書が採択されました。

重度の障がい者は、国が言うように、地域で生活することは大変困難であります。健常者が高齢になって誰も介護する者がなく、デイサービスでは生活できない場合、施設入所を希望するのと同様に、常時支援が必要な障がい者にも施設入所できる環境整備は必要と考えます。国の方針は方針として、県下の実情に合わせた重度障がい者の入所施設の拡充について県のお考えをお伺いします。

〔北岡寛之健康福祉部長登壇〕

○健康福祉部長（北岡寛之） 重度障がい者の入所施設の拡充についての県の考えについてほか、お答えさせていただきます。

みえ県民力ビジョンにおきましては、障がい者が必要な支援を受けながら地域において自立した生活を営み、県民一人ひとりが相互に人格と個性を尊重し合い、共生する社会を目指す姿としており、県ではこれに基づき、各種の障がい者施策を推進しております。

具体的には、生活介護等の通所サービスやグループホーム等の居住サービスなど地域での障がい福祉サービスの充実や地域生活を体験する機会の提供などにより、障がい者自身が地域で自立した生活ができるよう支援を行ってきました。その結果、平成17年から昨年末までに、障がい者支援施設から200人を超える方の地域への移行が進むなど、一定の成果が上がっております。

一方で、入所施設につきましては、自宅やグループホームでは暮らすことができない障がい者がみえることや、施設へ入所して、食事や着がえができるようになったといった大きな効果を指摘する御意見もいただいております。その果たす役割は非常に重要であると考えております。

しかしながら、昨日、参議院の委員会で承認案が可決され、今日にも国会で正式に承認される見通しであるとの報道もございました。障害者権利条約でございますが、この中では、すべての障がい者が他の者と平等に地域社会で生活する権利を認めることが明記されており、障がい者が障がいのない人と同様に地域の中で暮らしていくことができる社会をつくっていくことが行政に課せられた責務であると受けとめております。

こうしたことから、県としましては、生活介護事業所やグループホーム等の整備など、障がい者の皆さんが地域で暮らしていくことができる環境づくりを優先してまいりたいと考えており、障がい者支援施設の拡充につきましては、これらの取組の成果や障がい者のニーズを見きわめた上で検討していきたいと考えております。

〔41番 舟橋裕幸議員登壇〕

○41番（舟橋裕幸） 決してノーマライゼーションで施設から地域へという考え方を全く否定するものではございません。昔、県に樹心寮というのが古くありまして、建てかえ整備とともにその方々を地域へ戻そうというふうな取組がありました。ただ、そのときにも、たしか1年整備が遅れましたね。それは何でかといったら、結局、重度の人たちが地域で受け入れてもらえない、無理だということで随分議論があったのを、もう二十数年前の話ですけども、覚えています。

確かに、地域で暮らす、それから、社会の中での一員として生活していく、それは非常に大切なことであります。しかしながら、全ての人が地域に暮らせない、24時間お世話が必要となる、そういった重度の人たちも現実にはいますし、その人たちが本当に地域社会で生活ができるかと。結局、誰もお世話がしてもらえなくて、家でこもってしまって、かえって施設よりも劣悪な環境で時を過ごす。それが本当のノーマライゼーションなのかといったら、やっぱり少し違うんじゃないかなという思いもしています。

人間、1人1年ずつ年をとっていきます。高齢化してきて、今までは地域で何とか生活できたけども、そのときには元気な御両親がいたから生活ができたけども、しかし、御両親が高齢になり、場合によったら、残念ながら亡くなってしまう。そうしたときに、その重度の障がい者が、やっぱり施設できちっとした世話を受けて生活をするというのも一つの人生の選択肢ではないかなというふうに思ったりもするところでございます。

今の部長の答弁というのは、先日、この定例会で配っていただきました請願の処理経過、地域移行を進めた上でその必要性について慎重に検討する必要があるという文言とイコールでございまして、これを読みかえますと、地域移行に頑張りますけども、しばらく施設をつくるつもりはありませんというのが一般的な人の受けとめ方であり、内容だろうというふうに思います。ただ、どんどん高齢化していきます。重度の待機者も増えています。そういった意味で、引き続きの前向きな検討をいただくようお願いをしておきたいと思います。

厚生労働省の範囲の障がい者という枠でこの問題を議論していきますと、何か壁に突き当たったような感じがいたしますから、ちょっと視点を変えて、一般の介護が必要になってきた高齢者に向けては、特別養護老人ホームだとか、それから、老人保健施設だとか、様々な施設整備が進められています。毎年施設整備方針が提起されるわけでありまして。そうした中へ、いわゆる重度の障がい者、当然のことながら高齢者という条件がかぶりますけれども、重度の障がい者を対象に特化したような特別養護老人ホームをつくるというような整備方針というのは検討できないものかお聞かせいただきたいと思っております。なお、ややもしますと、認知症の方と同じような井で考える世間の人がありますので、やっぱりそこはきちっと、介護をする人の資質、経験も違うんですから、特化したということもしっかりと考えていただいて答弁ください。

○健康福祉部長（北岡寛之） 特別養護老人ホームにつきましては、御案内のとおり、身体または精神に著しい障がいがあるため、常時介護が必要な高齢者で、要介護と認定された方が入所の対象となっております。要介護度が高い方などが優先的に入所できるという状況ですが、このため、県では、入所基準、指針を定めまして、各施設が要介護度等をもとに入所判定を行っております。

したがいまして、こうした要件を満たした高齢の障がい者については入所が可能となるということですが、現在のところ、介護保険制度におきましては、障がい者であることのみを理由として特別養護老人ホームに入所することは認められておりません。また、特別養護老人ホームが担う高齢者の介護という社会的な役割からしますと、重度の障がい者に限定して入所を認めるという運用も現状では困難であるのではないかと考えております。

〔41番 舟橋裕幸議員登壇〕

○41番（舟橋裕幸） この問題をずっとやっておっても平行線で終わりそうですので、次に行きます。ただ、意見として、要望としてはしっかり聞いていただいて受けとめておいていただきたいと思っております。また引き続きどこかの場で議論させていただきます。

では、最後の熊野古道について聞かせていただきます。

来年の熊野古道世界遺産登録10周年記念事業及び今後の熊野古道に対する取組についてお伺いをいたします。

平成16年7月に世界遺産登録された紀伊山地の霊場と参詣道は、御案内のとおり、熊野三山、吉野大峯、高野山を結ぶ熊野古道、大峯奥駈道、高野山町石道から成り、三重県、和歌山県、奈良県に広がっていますが、三重県下で世界遺産の地域は、大紀町から紀宝町までであります。

本年は20年に1度の御遷宮の年であり、過去最高の1300万人の参拝客が予想され、来年も参拝客の増加が期待されるところでございます。その流れを少しでも熊野古道に向けさせ、江戸時代の「伊勢に七度、熊野に三度」ほどではないにしろ、多くの皆さんに熊野古道を楽しんでいただきたいものであります。

そのために、私たちは、来年の熊野古道世界遺産登録10周年記念事業の成功と、事業が一過性のものにならない努力とともに、熊野古道の価値を未来永劫守り伝えていく責務があります。当然、県としても中心的役割を継続的に果たしていかなければなりません。

県は、熊野古道アクションプログラム、(現物を示す) こんなのをつくっていただきました。自然、歴史、そして、ここで生まれてきた精神の価値に気づく、自然、生活、産業などに密接にかかわり合いを持つ、文化遺産として地域が一体となって保全に努め、後世に伝えていく、伊勢から熊野までの全ての道程を結び、歩いていただくとの三つの目標を掲げ、具体的な取組を進めてきました。

登録5周年の際、熊野古道アクションプログラム2追記編、同じようなものですが、これです、(現物を示す) が、策定されました。この中で、現状と今後の課題として記載がされています。少し読ませていただきますと、「熊野古道や熊野の文化的景観は、熊野の人たちの暮らしによって守り続けられてきました。ところが、生活様式や取り巻く環境の変化からそれらを守ろうとする意識的な活動を抜きにしては守り切れなくなり、各峠の保存会や

語り部友の会などを中心とした地域の自主的な活動によって支えられてきました。その結果として、世界遺産リストに登録されるという大きな評価を得ることができましたが、その取組も、活動者の高齢化や資金面、技術面での限界が懸念されるようになっていきます。世界遺産は、世界に向けて未来永劫その価値を守り伝えていくと宣言したものです。世界遺産を預かる私たちには、次の世代に熊野の価値を守り伝える責務があります。そのために保全と活用の場づくりを行います。」とこの中に書いてあるんです。これは4年前です。

5周年記念事業以降4年が経過しました。これらの課題は克服されたのでしょうか。私が聞くところによりますと、語り部や保全にかかわるボランティアグループの高齢化、資金面、技術面の限界はより進み、熊野古道協働会議総会の参加者は減少し、案内表示が時の経過とともに現実と異なったりなどのお話を伺い、現状は4年前よりより深刻になっているというふうに伺っています。

そこで、熊野古道を支える現状と新たなアクションプログラムの策定などを含め、10周年事業を契機とした今後の取組についてお伺いしたいと思います。

次に、アクションプログラムの目標の一つであります伊勢路を結ぶについてお伺いします。

神宮参拝客を熊野へ誘客するためには、伊勢神宮から熊野三山への参詣道との考えが必要であり、残念ながら世界遺産登録地域でない伊勢市から大紀町までの伊勢路について、もっと連続性を持って対処すべきではないかというふうに考えています。ただ、古道を支える関係者は、今、ほとんどが世界遺産エリアで活動をしています。現在、伊勢神宮から新宮までの熊野古道伊勢路図絵、（現物を示す）これですけれども、これが改定作業中と聞いております。図絵のみならず、その世界遺産登録されていない地域の案内表示だとか広報活動、休憩、宿泊施設案内など具体的なおもてなし環境を、やっぱり伊勢から新宮まで整えていく必要があるのではないかというふうに思います。

が、御所見をお伺いします。

〔森下幹也地域連携部南部地域活性化局長登壇〕

○地域連携部南部地域活性化局長（森下幹也） 熊野古道に関する取組につきまして2点御質問をいただきましたので、お答えさせていただきます。

まず、熊野古道を支える現状でございますが、熊野古道伊勢路の保全と活用につきましては、議員御紹介いただきましたように、熊野古道アクションプログラムで定められた三つの目標に向けて関係者とともに取り組んでおります。

県は、これまで、世界遺産である紀伊山地の霊場と参詣道を守り伝えていくためのルールの啓発活動や東紀州地域振興公社を通じた語り部の養成等に取り組んでまいりました。これらの取組は、熊野古道語り部や熊野古道保存会などの地域の方々や保全活動に御支援をいただいております企業の方々など、多くの皆様に支えられておまして、その御尽力には改めて敬意を表すものでございます。しかしながら、語り部の保存会の方々の高齢化に伴う後継者の育成や古道の案内表示の改修など、解消すべき課題はまだ残っているというふうに認識しております。

そこで、今後の取組でございますが、来年、世界遺産登録10周年を迎え、全国から注目が集まる絶好の機会に記念事業を展開する中で、地域の方々を含め、県内外から来訪される多くの方々が、熊野古道の魅力を体感し、古道のファンとなるような仕組みづくりに取り組んでまいります。そうしたファンの中から、熊野古道の価値を理解し、保全活動に積極的にかかわっていただけるようなサポーターの発掘についてもつなげていきたいというふうに考えております。また、あわせまして、来訪者が熊野古道を安全に歩くことができるよう、峠に設置してあります道標の更新にも取り組んでまいりたいと考えております。さらに、先ほど御紹介いただきましたアクションプログラムにつきましては、来年改定を予定しております。次の10年につながるような守り伝えるための仕組み、環境の整備について、内容をしっかり盛り込んでいきたいというふうに考えております。

次に、伊勢から新宮まで連続性を持つてという御質問でございました。熊野古道が世界遺産として認められました価値の本質というのは、伊勢から熊野までの全ての道程でございます。このため、熊野古道アクションプログラムの目標の一つに、伊勢路を結ぶということを掲げております。シンボルマークを使いました道標を伊勢から熊野までの約170キロメートルに設置しますとともに、古道ウォークを実施するなど全線を通して歩く環境の整備を沿線市町とともに進めてまいりました。また、今年度は、式年遷宮で大変なにぎわいを見せております内宮前観光ステーションに人員を配置しまして、熊野古道伊勢路の情報提供を行いますとともに、三重テラスにおきましても、伊勢と熊野が持つ歴史的なつながりなどを紹介するセミナーを開催しております。

今後の取組といたしましては、来年の熊野古道世界遺産登録10周年では、にぎわいの創出やホスピタリティーの向上につながる様々な取組を沿線の市町や地域の皆さんと一体となって実施していきたいと考えておりますが、例えば、伊勢から熊野を踏破するウォークイベントの実施でありますとか、伊勢路沿いの商店などにも御協力をいただきながら熊野古道まちなか案内所の設置などを予定しております。

また、東紀州地域の5市町におきましては、各市町のイベントや地域の魅力などを発信する10周年キャンペーンを予定しておりますが、伊勢市から大紀町におきましても、熊野古道伊勢路沿線の5市町が連携いたしまして、デザインを統一したのぼりの設置や沿線のグルメなどを紹介するマップの作成などに取り組みまして、伊勢から東紀州への流れをつくり、10周年を盛り上げていく予定でございます。

県といたしましては、伊勢から熊野までの沿線の市町が、先ほど申し上げました、伊勢路を結ぶというキーワードのもとに連続性や一体感を持ちながら事業を実施できるように支援いたしますとともに、地域の方々とともにおもてなしの向上に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔41番 舟橋裕幸議員登壇〕

○41番（舟橋裕幸） 世界遺産という言葉は非常に魅力的であります。事実、富士山が世界遺産登録されたら、あれだけ一遍に人が増えたわけでございます。一方、行政が様々な事業を行うときには、どうしても周年事業という形の取組の仕方をします。認定された、5年たった、10年たった、そういう一つのポイントの時期に、まあ、せんよりはましですから、そういった時期に集中的に様々な事業なり、また、様々な過去5年間の課題を克服するための年が来年だろうなというふうに思っています。

先ほどのサポーターの発掘やとか、それから、道標の更新だとか、そういったものは非常に大切でありますので、また、そういった課題も含めて網羅できるような活動をしていただきたいと思います。

ただ、ちょっと心配するのは、例えば、10年前の世界遺産登録関連は、今でも教育委員会が書類関係はしていると思うんです。お答えいただきましたけども、世界遺産地域の支援は、基本的には地域連携部南部地域活性化局ですよ、お答えいただいた局長は。集客交流全般でいきますと雇用経済部観光・国際局と、三重県においても3部局をまたぐ形での古道の扱いということになります。ぜひとも縦割りという後の批判を招かないような、一体感を持った整備をしていただきたいと思いますし、同時に、市町においても、観光課が受けるのか、それこそ道路課が受けるのか、産業課が受けるのかというような議論もきっとあろうかと思っておりますので、やはり未来永劫子孫に資産を残していく、世界遺産の熊野古道でありますので、一体感、連帯感を持って進めていただきたいと思いますというふうに思います。

今年の定例会本会議での一般質問もいよいよ私が最後でございます。もうじき年もかわります。知事としましては、今年1年間どうであったのでしょうか。年の初めにはぷくぷくとふくよかな知事でございましたけども、随分ブラッシュアップされてスリムになられ、県内、国内だけではなく、海外にまで飛び歩いた1年であっただろうというふうに思い

ます。議員にとっても、知事にとっても、来年はある面で仕上げの年でございます。もう少ししっかりと地に足のついた県政をしていただきますよう御祈念を申し上げまして終結とします。どうぞよいお年を。（拍手）

○副議長（前田剛志） 以上で、県政に対する質問を終了いたします。

## 休 憩

○副議長（前田剛志） 着席のまま、暫時休憩いたします。

午後 2 時 57 分 休 憩

---

午後 2 時 58 分 開 議

## 開 議

○議長（山本 勝） 休憩前に引き続き会議を開きます。

## 諸 報 告

○議長（山本 勝） この際、報告いたします。

意見書案第12号が提出されましたので、お手元に配付いたしました。

以上で報告を終わります。

---

意見書案第12号

特定秘密の保護に関する法律案に対し慎重な対応を求める意見書案  
上記提出する。

平成25年12月 2 日

提 出 者

吉 川 新  
水 谷 正 美  
笹 井 健 司

北 川 裕 之  
日 沖 正 信  
三 谷 哲 央  
中 村 進 一

## 特定秘密の保護に関する法律案に対し慎重な対応を求める意見書案

11月26日に衆議院の本会議を通過した「特定秘密の保護に関する法律案」では、「特定秘密」について、「防衛」「外交」「外国の利益を図る目的で行われる安全脅威活動の防止」「テロ活動防止」の4分野の中で、国の存立にとって重要な情報を対象としているが、その範囲が明確でなく広範すぎるとの指摘がある。

事実、日本弁護士連合会では、憲法に謳われている基本的人権を侵害する可能性があるとして、同法案の制定に対して反対の立場を明確にしており、また、9月に実施されたパブリックコメントや11月25日に実施された地方公聴会においても反対意見や懸念する声が多数出された。

福島における地方公聴会で慎重審議を求められた翌日、衆議院で強行採決が行われたことは極めて遺憾である。

我々が歴史や先人の知恵から学んだ重要なことは、徹底した情報公開を推進することであり、刑罰による秘密保護と情報統制ではない。本法案は「知る権利」という国民の基本的人権に関することから十分に議論を尽くし、国民の理解を得る努力を行うべきである。もし多くの懸念の声がある中、このまま制定されれば、民主主義を根底から覆す瑕疵ある議決となることは明白である。

よって、国においては、特定秘密の保護に関する法律案に対し、慎重な対応をするよう強く要望する。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣

---

### 日程追加・意見書案審議

○議長（山本 勝） 意見書案第12号特定秘密の保護に関する法律案に対し慎重な対応を求める意見書案について、会議規則第18条第1項の規定により、日程に追加し、直ちに議題といたします。

お諮りいたします。

本件は、議事進行上、趣旨説明、質疑並びに委員会付託を省略し、直ちに採決いたしたいと存じますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 勝） 御異議なしと認め、本件は、趣旨説明、質疑並びに委員会付託を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

### 採 決

○議長（山本 勝） これより採決に入ります。

意見書案第12号を起立により採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 勝） 起立少数であります。よって、本案は否決されました。これをもって本日の日程は終了いたしました。

### 休 会

○議長（山本 勝） お諮りいたします。明5日から19日までは、委員会の付託議案審査等のため休会といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 勝） 御異議なしと認め、明5日から19日までは休会とすることに決定いたしました。

12月20日は、定刻より本会議を開きます。

散 会

○議長（山本 勝） 本日はこれをもって散会いたします。

午後3時0分散会